日調連発第２６３号
平成２５年１１月２５日

各土地家屋調査士会長　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法の遵守に係る周知について（依頼）

平成 25 年 10 月 1 日に施行された消費税転嫁対策特別措置法について、法務省民事局民事第二課から当職あてに、別添のとおり法の趣旨及び遵守事項の周知につき協力の依頼がありましたので、よろしくお取り計らいをお願いします。

別添

機密性２　完全性１　可用性１

法務省民二第６１２号
平成２５年１１月１８日

日本土地家屋調査士会連合会
会長　林　　千　年　　殿

法務省民事局民事第二課長
江　原　健　志

消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法の遵守に係る周知について（依頼）

今次の消費税率の引上げに際して，消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から，「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」（平成２５年法律第４１号。以下「法」という。）が本年１０月１日に施行されたところですが，今般，消費税の円滑かつ適正な転嫁が行われるよう，公正取引委員会及び経済産業省から別添１のとおり，消費者庁から別添２のとおり，要請文書がそれぞれ発出されました。

つきましては，貴会員に対して法の趣旨及び遵守事項について，周知徹底を図っていただくよう，お願いいたします。

別紙１

２０１３１００８中第5号
公取取第２３８号
平成２５年１１月

代表者殿

経　済　産　業　大　臣

公正取引委員会委員長

消費税率の引上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁について

平成２４年８月に成立した「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」（平成２４年法律第６８号）等において，消費税率（地方消費税率を含みます。以下同じ。）が平成２６年４月１日に８％に，平成２７年１０月１日に１０％にそれぞれ引き上げられることが規定されています。

同法附則第１８条等の規定に基づき，経済状況等を総合的に勘案した検討を行った結果，「消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について」（平成２５年１０月１日閣議決定）において，消費税率を，平成２６年４月１日に５％から８％へ引き上げることが確認されました。

消費税（地方消費税を含みます。以下同じ。）は，価格への転嫁を通じて最終的に消費者が負担する税ですが，中小企業・小規模事業者を中心に消費税の価格への転嫁について懸念が示されています。

このため，今次の消費税率の引上げに際して，消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から，消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成２５年法律第４１号）（以下「消費税転嫁対策特別措置法」といいます。）が平成２５年６月５日に成立し，平成２５年１０月１日から施行されました。

消費税転嫁対策特別措置法においては，消費税の転嫁拒否等の行為の是正に

別添１

関する特別措置，消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置，価格の表示に関する特別措置並びに消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置を講じており，その内容を分かりやすく解説した各特別措置についてのガイドラインを平成２５年９月１０日に公表しています。

このうち，消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置においては，商品又は役務の買手側である特定事業者が，商品又は役務の売手側である特定供給事業者に対して，消費税の転嫁拒否等の行為を行うことを禁止しています。具体的には，特定事業者による（１）減額・買いたたき，（２）商品購入，役務利用又は利益提供の要請，（３）本体価格での交渉の拒否といった行為を禁止（別紙参照）しています。また，特定供給事業者が消費税の転嫁拒否等の行為を受けたことを公正取引委員会などに知らせたことを理由として，特定事業者が取引の数量を減じ，取引を停止し，その他不利益な取扱いをする報復行為を行うことも禁止しています。

公正取引委員会，中小企業庁長官及び主務大臣は，消費税の転嫁拒否等の行為に対して，調査や指導を行い，また，公正取引委員会は，消費税の円滑かつ適正な転嫁を阻害する重大な事実があると認める場合などには，特定事業者に対して勧告を行い，その旨を公表いたします。

また，消費税の転嫁拒否等の行為を受けた事業者からの相談を受け付ける政府共通の窓口として，内閣府に消費税価格転嫁等総合相談センターを設けるとともに，公正取引委員会や中小企業庁のほか各省庁においても事業者からの相談を受け付けることとしています。加えて，違反の可能性のある情報を受身的に待つだけでなく，書面調査を行うなど，積極的に消費税の転嫁拒否等の行為がないかどうかについて情報収集を行っていくこととしており，違反行為に対して迅速かつ厳正に対処していくこととしています。

貴社におかれては，上記の趣旨及び別紙の遵守事項等について十分理解し，消費税の転嫁拒否等の行為を行うことがないよう，現場担当者に限らず貴社全体に周知徹底を図っていただくとともに，担当役員等の責任者にはこれらの指導及び監督に当たらせるなど，貴社全体で適切な措置を講じるよう強く要請します。

また，上記の特別措置以外にも，消費税率の引上げに当たって，下請代金支払遅延等防止法（昭和３１年法律第１２０号）に違反する行為が行われないように併せて要請します。

以上

別添１

別紙

消費税転嫁対策特別措置法における遵守事項

消費税転嫁対策特別措置法では，特定事業者が特定供給事業者に対して消費税の転嫁を拒否する行為が規制対象になっています。

１．特定事業者と特定供給事業者

	特定事業者 （転嫁拒否をする側） （買手）	特定供給事業者 （転嫁拒否をされる側） （売手）
①	大規模小売事業者（注）	大規模小売事業者に継続して商品又は役務を供給する場合における当該商品又は役務を供給する事業者
②	法人である事業者であって，右欄に掲げる事業者から継続して商品又は役務の供給を受けるもの（大規模小売事業者を除く。）	・　個人である事業者 ・　人格のない社団等（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものをいう。）である事業者 ・　資本金の額又は出資の総額が３億円以下である事業者

（注）大規模小売事業者とは，一般消費者が日常使用する商品の小売業を行う者（特定連鎖化事業（中小小売商業振興法（昭和４８年法律第１０１号）第１１条第１項に規定する特定連鎖化事業をいう。）を行う者を含む。）であって，その規模が大きいものとして公正取引委員会規則で定める次のア又はイのいずれかに該当するものをいう。

ア　前事業年度における売上高（特定連鎖化事業を行う者にあっては，当該特定連鎖化事業に加盟する者の売上高を含む。）が１００億円以上である者

イ　次のいずれかの店舗を有する者

・　東京都特別区及び政令指定都市の区域内にあっては，店舗面積が３０００平方メートル以上の店舗

・　それ以外の市町村の区域内にあっては，店舗面積が１５００平方メートル以上の店舗

別添１

２．特定事業者の遵守事項

特定事業者は以下に掲げる行為を行ってはいけません。

（１）減額

商品又は役務について，合理的な理由なく既に取り決められた対価から事後的に減じて支払うこと

＜問題となる事例＞

ア　対価から消費税率引上げ分の全部又は一部を減じる場合

イ　既に支払った消費税率引上げ分の全部又は一部を次に支払うべき対価から減じる場合

ウ　本体価格に消費税額分を上乗せした額を商品の対価とする旨契約していたにもかかわらず，対価を支払う際に，消費税率引上げ分の全部又は一部を対価から減じる場合

エ　リベートを増額する又は新たに提供するよう要請し，当該リベートとして消費税率引上げ分の全部又は一部を対価から減じる場合

オ　消費税率引上げ分を上乗せした結果，計算上生じる端数を対価から一方的に切り捨てて支払う場合

（２）買いたたき

商品又は役務の対価について，合理的な理由なく通常支払われる対価よりも低く定めること

＜問題となる事例＞

ア　対価を一律に一定比率で引き下げて，消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定める場合

イ　原材料費の低減等の状況の変化がない中で，消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定める場合

ウ　安売りセールを実施することを理由に，大量発注などによる特定供給事業者のコスト削減効果などの合理的理由がないにもかかわらず，取引先に対して値引きを要求し，消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定める場合

エ　免税事業者である取引先に対し，免税事業者であることを理由に，消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定める場合（注）

オ　消費税率が２段階で引き上げられることから，２回目の引上げ時に消費税率引上げ分の全てを受け入れることとし，１回目の引上げ時においては，消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定める場合

カ　商品の量目を減らし，対価を消費税率引上げ前のまま据え置いて定めたが，その対価の額が量目を減らしたことによるコスト削減効果を反映した額よりも低い場合

（注）免税事業者であっても，他の事業者から仕入れる原材料や諸経費の支払において，消費税額分を負担している点に留意する必要がある。

（３）商品購入，役務利用又は利益提供の要請

商品又は役務について，消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せする代わりに，特定供給事業者に商品を購入させ，役務を利用させ又は経済上の利益を提供させること

＜問題となる事例＞

【商品購入，役務利用の要請】

ア　消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せすることを受け入れる代わりに，取引先にディナーショーのチケットの購入，自社の宿泊施設の利用等を要請する場合

イ　消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せすることを受け入れる代わりに，本体価格の引下げに応じなかった取引先に対し，毎年定期的に一定金額分購入してきた商品の購入金額を増やすよう要請する場合

ウ　自社の指定する商品を購入しなければ，消費税率引上げに伴う対価の引上げに当たって不利な取扱いをする旨を示唆する場合

【利益提供の要請】

ア　消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せすることを受け入れる代わりに，消費税の転嫁の程度に応じて，取引先ごとに目標金額を定め，協賛金を要請する場合

イ　消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せすることを受け入れる代わりに，通常必要となる費用を負担することなく，取引先に対し，従業員等の派遣又は増員を要請する場合

ウ　消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せすることを受け入れる代わりに，消費税率の引上げに伴う価格改定や，外税方式への価格表示の変更等に係る値札付け替え等のために，取引先に対し，従業員等の派遣を要請する場合

エ　消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せすることを受け入れる代わりに，取引先に対し，取引の受発注に係るシステム変更に要する費用の全部又は一部の負担を要請する場合

オ　消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せすることを受け入れる代わりに，金型等の設計図面，特許権等の知的財産権，その他経済上の利益を無償又は通常支払われる対価と比べて著しく低い対価で提供要請する場合

（４）本体価格での交渉の拒否

商品又は役務の供給の対価に係る交渉において消費税を含まない価格を用いる旨の特定供給事業者からの申出を拒むこと（注）

（注）申出を拒むとは，特定事業者が，特定供給事業者からの申出を明示的に拒む場合が該当することはいうまでもないが，例えば，次のとおり，特定供給事業者が本体価格で価格交渉を行うことを困難にさせる場合も該当する。

ア　特定供給事業者が本体価格と消費税額を別々に記載した見積書等を提出したため，本体価格に消費税額を加えた総額のみを記載した見積書等を再度提出させる場合

イ　特定事業者が，本体価格に消費税額を加えた総額しか記載できない見積書等の様式を定め，その様式の使用を余儀なくさせる場合

（５）報復行為

上記（１）から（４）に掲げる行為があるとして，特定供給事業者が公正取引委員会，主務大臣又は中小企業庁長官に対しその事実を知らせたことを理由として，取引の数量を減じ，取引を停止し，その他不利益な取扱いをすること

別紙２

消 表 対 第522号
平成25年11月15日

各　　位

消費者庁表示対策課長　片桐　一幸

消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置について

平成２４年８月に成立した、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成２４年法律第６８号）等において、消費税率（地方消費税率を含みます。以下同じ。）が平成２６年４月１日に８％に、平成２７年１０月１日に１０％にそれぞれ引き上げられることが規定されています。

同法附則第１８条等の規定に基づき、経済状況等を総合的に勘案した検討を行った結果、「消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について」（平成２５年１０月１日閣議決定）において、消費税率を、平成２６年４月１日に５％から８％へ引き上げることが確認されました。

消費税（地方消費税を含みます。以下同じ。）は、価格への転嫁を通じて最終的に消費者が負担する税ですが、中小企業・小規模事業者を中心に消費税の価格への転嫁について懸念が示されています。

このため、今次の消費税率の引上げに際して、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成２５年法律第４１号。以下「消費税転嫁対策特別措置法」といいます。）が平成２５年６月５日に成立し、同年１０月１日から施行されました。

消費税転嫁対策特別措置法においては、消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置、消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置、価格の表示に関する特別措置並びに消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置を講じており、その内容を分かりやすく解説した各特別措置についてのガイドラインを平成２５年９月１０日に公表しています。

このうち、消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置においては、あたかも消費者が消費税を負担していない又はその負担が軽減されているかのような誤認を消費者に与えないようにするとともに、納入業者に対する買いたたきや、競合する小売事業者の消費税の転嫁を阻害することにつながらないようにするため、事業者が消費税分を値引きする等の宣伝や広告を行うことを禁止しています。

消費者庁長官、公正取引委員会、中小企業庁長官及び主務大臣は、消費税の転嫁を阻害する表示行為に対して、調査や指導を行い、消費税の転嫁を阻害する表示行為があると認める場合には、消費者庁長官は、事業者に対して勧告を行い、その旨を公表いたします。

貴団体におかれては、上記の趣旨について十分理解され、消費税の転嫁を阻害する表示行為を行うことがないよう周知を行っていただきますよう御協力お願いいたします。

また、上記の特別措置以外にも、消費税率の引上げに当たって、不当景品類及び不当表示防止法（昭和３７年法律第１３４号）に違反する行為が行うことがないよう併せて周知を行っていただきますよう御協力をお願いいたします。

なお、以上の参考として、下記の資料を同封いたしますので、御活用ください。

記

１　消費税転嫁対策特別措置法の概要（概要版、詳細版、リーフレット）
２　消費税の転嫁を阻害する表示に関する考え方（ガイドライン）
３　総額表示義務に関する消費税法の特例に係る不当景品類及び不当表示防止法の適用除外に関する考え方（ガイドライン）
４　消費税の円滑かつ適正な転嫁のために（パンフレット）

以上

消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための
消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（概要）

＜目的＞

消費税率の引上げに際し，特定事業者による消費税の転嫁拒否等の行為を迅速かつ効果的に是正するための特別措置など，所要の法整備を講ずることにより，消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保することを目的とする。

＜概要＞　※本法は平成２５年１０月１日から施行し，平成２９年３月３１日限りでその効力を失う。

第１　消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置

特定事業者　（①大規模小売事業者，②特定供給事業者から継続して商品又は役務の供給を受ける法人事業者）
特定供給事業者　（①大規模小売事業者に継続して商品又は役務を供給する事業者，②資本金等の額が３億円以下である事業者，個人事業者等）

1．特定事業者の遵守事項（特定事業者は特定供給事業者に対し，以下の行為を行ってはならない。）
（1）減額・買いたたき　　（2）商品購入，役務利用又は利益提供の要請
（3）本体価格での交渉の拒否　　（4）報復行為

2．転嫁拒否等の行為に対する検査，指導等
（1）報告・検査（公正取引委員会，主務大臣，中小企業庁長官）
（2）指導・助言（公正取引委員会，主務大臣，中小企業庁長官）
（3）措置請求（主務大臣・中小企業庁長官）
（4）勧告・公表（公正取引委員会）

第２　消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置

事業者の遵守事項（事業者は消費税の円滑かつ適正な転嫁を阻害する以下の表示を行ってはならない。）
（1）取引の相手方に消費税を転嫁していない旨の表示
（2）取引の相手方が負担すべき消費税に相当する額の全部又は一部を対価の額から減ずる旨の表示であって消費税との関連を明示しているもの
（3）消費税に関連して取引の相手方に経済上の利益を提供する旨の表示であって（2）に掲げる表示に準ずるもの
※ 消費税の転嫁を阻害する表示に対する勧告，指導等については，消費者庁長官等が実施

第３　価格の表示に関する特別措置

1　消費税率の引上げに際し，消費税の円滑かつ適正な転嫁のため必要があるときは，現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置を講じているときに限り，税込価格を表示することを要しない（総額表示義務の特例措置）。
※ 税込価格を表示しない事業者は，できるだけ速やかに，税込価格を表示するよう努めなければならない。
2　事業者が，税込価格に併せて，税抜価格を表示する場合において，税込価格が明瞭に表示されているときは，景品表示法第4条第1項（不当表示）の規定は適用しない。

第４　消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置

転嫁及び表示カルテルについて，独占禁止法の適用除外とする（公正取引委員会への届出制）
○転嫁カルテル＝転嫁の方法の決定に係る共同行為（例：事業者がそれぞれ自主的に定めている本体価格への消費税額分の上乗せの決定，端数の合理的な範囲での処理の決定）
○表示カルテル＝表示の方法の決定に係る共同行為（例：価格について統一的な表示方法を用いる旨の決定）

国等の責務

1　国民に対する広報の徹底
国は，国民に対し，今次の消費税率引上げの趣旨，消費税の性格及び政府の消費税の円滑かつ適正な転嫁に関する取組について，徹底した広報を行うものとする。
2　通報した者の保護等に関する万全の措置
国は，本法違反行為に関する情報の収集，当該情報を国等に通報した者の保護等に関し万全の措置を講ずるものとする。
3　調査，監視を行うための万全な態勢の整備
国及び都道府県は，国民に対する広報，本法違反行為に関する情報の収集，事業者に対する指導又は助言等を行うための万全の態勢を整備するものとする。

消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法及びガイドライン等について

法律の目的及び概要

１．目的

平成２６年４月及び平成２７年１０月の消費税率の引上げに際し，消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保するため，特定事業者による消費税の転嫁拒否等の行為を迅速かつ効果的に是正し，また，消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為並びに価格の表示について特別の措置を講じるため，所要の法整備を行うもの

２．概要

第１　消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置

消費税の転嫁拒否等の行為を取締り，当該行為を是正又は防止するために必要な法制上の措置を講じる。

第２　消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置

消費者の誤認を招き，他の事業者による円滑な転嫁を阻害する宣伝・広告等を是正又は防止するために必要な法制上の措置を講じる。

第３　価格の表示に関する特別措置

消費税の総額表示義務について，表示する価格がその時点における税込価格であると誤認されないための措置を講じている場合に限り，税込価格を表示することを要しないための必要な法制上の措置を講じる。

第４　消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置

事業者又は事業者団体が行う転嫁カルテル及び表示カルテルについて，平成元年の消費税導入時と同様の独占禁止法の適用除外制度を設ける。

＜平成２５年１０月１日から施行し，平成２９年３月３１日限りでその効力を失う。＞

第１　消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置①

１．法律の対象となる事業者

	特定事業者（転嫁拒否等をする側）（買手）	特定供給事業者（転嫁拒否等をされる側）（売手）
①	大規模小売事業者	大規模小売事業者に継続して商品又は役務を供給する事業者
②	右欄の特定供給事業者から継続して 商品又は役務の供給を受ける法人事業者	○資本金等の額が3億円以下の事業者 ○個人事業者等

２．大規模小売事業者の定義（公正取引委員会規則）

○　特定事業者となる「大規模小売事業者」（公正取引委員会規則で定めるもの）
一般消費者により日常使用される商品の小売業を行う者で，次の①又は②のいずれかに該当するもの
①　前事業年度における売上高が１００億円以上である者
②　次のいずれかの店舗を有する者
・　東京都特別区及び政令指定都市において，店舗面積が3,000㎡以上
・　その他の市町村において，店舗面積が1,500㎡以上
（注）コンビニエンスストア本部等のフランチャイズチェーンの形態をとる事業者を含む（この場合，上記①の売上高については加盟する者の売上高を含む。）。

３．特定事業者の遵守事項

特定事業者は，特定供給事業者に対し，以下に掲げる行為を行ってはならない。

（１）消費税の転嫁拒否等の行為
①　減額，買いたたき
・　商品又は役務の対価の額を事後的に減額することにより，消費税の転嫁を拒否すること
・　商品又は役務の対価の額を通常支払われる対価に比べて低く定めることにより，消費税の転嫁を拒否すること
②　商品購入，役務利用又は利益提供の要請
・　消費税の転嫁に応じることと引換えに商品を購入させ，又は役務を利用させること
・　消費税の転嫁に応じることと引換えに金銭，役務その他の経済上の利益を提供させること
③　本体価格での交渉の拒否
・　商品又は役務の対価に係る交渉において本体価格（消費税を含まない価格）を用いる旨の申出を拒むこと
（２）報復行為
特定供給事業者が公正取引委員会等に転嫁拒否等の行為に該当する事実を知らせたことを理由として，取引の数量を減じ，取引を停止し，その他不利益な取扱いをすること

第１　消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置②

４．減額について

（１）減額とは

特定事業者が，特定供給事業者から供給を受ける商品又は役務について，合理的な理由なく既に取り決められた対価から事後的に減じて支払うこと。

（２）具体例

○ 減額として問題となるのは，例えば次のような場合である。

（例１）対価から消費税率引上げ分の全部又は一部を減じる場合

（例２）既に支払った消費税率引上げ分の全部又は一部を次に支払うべき対価から減じる場合

（例３）本体価格に消費税額分を上乗せした額を商品の対価とする旨契約していたにもかかわらず，対価を支払う際に，消費税率引上げ分の全部又は一部を対価から減じる場合

（例４）リベートを増額する又は新たに提供するよう要請し，当該リベートとして消費税率引上げ分の全部又は一部を対価から減じる場合

（例５）消費税率引上げ分を上乗せした結果，計算上生じる端数を対価から一方的に切り捨てて支払う場合

○ 減額とならない「合理的な理由」がある場合としては，例えば次のような場合が該当する。

（例１）商品に瑕疵がある場合や，納期に遅れた場合等，特定供給事業者の責めに帰すべき理由により，相当と認められる金額の範囲内で対価の額を減じる場合

（例２）一定期間内に一定数量を超えた発注を達成した場合には，特定供給事業者が特定事業者に対して，発注増加分によるコスト削減効果を反映したリベートを支払う旨の取決めが従来から存在し，当該取決めに基づいて，取り決められた対価の額から事後的にリベート分の額を減じる場合

第１　消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置③

５．買いたたきについて

（１）買いたたきとは

特定事業者が，特定供給事業者から供給を受ける商品又は役務の対価について，合理的な理由なく通常支払われる対価よりも低く定める行為。

（２）具体例

○　買いたたきとして問題となるのは，例えば次のような場合である。

（例１）対価を一律に一定比率で引き下げて，消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定める場合

（例２）原材料費の低減等の状況の変化がない中で，消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定める場合

（例３）安売りセールを実施することを理由に，大量発注などによる特定供給事業者のコスト削減効果などの合理的理由がないにもかかわらず，取引先に対して値引きを要求し，消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定める場合

（例４）免税事業者である取引先に対し，免税事業者であることを理由に，消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定める場合

（例５）消費税率が２段階で引き上げられることから，２回目の引上げ時に消費税率引上げ分の全てを受け入れることとし，１回目の引上げ時においては，消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定める場合

（例６）商品の量目を減らし，対価を消費税率引上げ前のまま据え置いて定めたが，その対価の額が量目を減らしたことによるコスト削減効果を反映した額よりも低い場合

○　買いたたきとはならない「合理的な理由」がある場合としては，例えば，次のような場合が該当する。

（例１）原材料価格等が客観的にみて下落しており，当事者間の自由な価格交渉の結果，当該原材料価格等の下落を対価に反映させる場合

（例２）特定事業者からの大量発注，特定事業者と特定供給事業者による商品の共同配送，原材料の共同購入等により，特定供給事業者にも客観的にコスト削減効果が生じており，当事者間の自由な価格交渉の結果，当該コスト削減効果を対価に反映させる場合

（例３）消費税転嫁対策特別措置法の施行日前から，既に当事者間の自由な価格交渉の結果，原材料の市価を客観的に反映させる方式で対価を定めている場合

（注）「自由な価格交渉の結果」とは，当事者の実質的な意思が合致していることであって，特定供給事業者との十分な協議の上に，当該特定供給事業者が納得して合意しているという趣旨である。

第１　消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置④

６．商品購入，役務利用又は利益提供の要請について

（１）商品購入，役務利用又は利益提供の要請とは

特定事業者が，特定供給事業者から供給を受ける商品又は役務について，消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せする代わりに，特定供給事業者に商品を購入させ，役務を利用させ又は経済上の利益を提供させる行為。

（注１）特定事業者が供給する商品又は役務だけでなく，第三者の供給する商品又は役務を指定する場合も含む。

（注２）商品を購入させる場合等だけでなく，事実上，購入を余儀なくさせていると認められる場合も含む。

（２）具体例

○　商品購入，役務利用又は利益提供の要請として問題となるのは，例えば次のような場合である。

【商品購入，役務利用の要請】

（例１）消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せすることを受け入れる代わりに，取引先にディナーショーのチケットの購入，自社の宿泊施設の利用等を要請する場合

（例２）消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せすることを受け入れる代わりに，本体価格の引下げに応じなかった取引先に対し，毎年定期的に一定金額分を購入してきた商品の購入金額を増やすよう要請する場合

（例３）自社の指定する商品を購入しなければ，消費税率引上げに伴う対価の引上げに当たって不利な取扱いをする旨を示唆する場合

【利益提供の要請】

消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せすることを受け入れる代わりに，

（例１）消費税の転嫁の程度に応じて，取引先ごとに目標金額を定め，協賛金を要請する場合

（例２）通常必要となる費用を負担することなく，取引先に対し，従業員等の派遣又は増員を要請する場合

（例３）消費税率の引上げに伴う価格改定や，外税方式への価格表示の変更等に係る値札付け替え等のために，取引先に対し，従業員等の派遣を要請する場合

（例４）取引先に対し，取引の受発注に係るシステム変更に要する費用の全部又は一部の負担を要請する場合

（例５）金型等の設計図面，特許権等の知的財産権，その他経済上の利益を無償又は通常支払われる対価と比べて著しく低い対価で提供要請する場合

第１　消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置⑤

７．本体価格での交渉の拒否について

○　本体価格（税抜価格）での交渉の拒否とは，商品又は役務の供給の対価に係る交渉において消費税を含まない価格を用いる旨の特定供給事業者からの申出を拒むこと。

○　特定事業者が明示的に拒む場合が該当することはいうまでもないが，例えば，次のとおり，特定供給事業者が本体価格で価格交渉を行うことを困難にさせる場合も該当する。

（例１）特定供給事業者が本体価格と消費税額を別々に記載した見積書等を提出したため，本体価格に消費税額を加えた総額のみを記載した見積書等を再度提出させる場合

（例２）特定事業者が，本体価格に消費税額を加えた総額しか記載できない見積書等の様式を定め，その様式の使用を余儀なくさせる場合

第１　消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置⑥

８．転嫁拒否等の行為に対する検査，指導等

（１）報告・検査（公正取引委員会，主務大臣，中小企業庁長官）
　　特定事業者等に対して報告徴収，立入検査を行う。

（２）指導・助言（公正取引委員会，主務大臣，中小企業庁長官）
　　特定事業者に対して，違反行為を防止又は是正するために必要な指導・助言を行う。

（３）措置請求（主務大臣，中小企業庁長官）
　　違反行為があると認めるときは，公正取引委員会に対して，適当な措置（勧告・公表）をとることを求めることができる。ただし，①違反行為が多数に対して行われている場合，②違反行為による不利益の程度が大きい場合，③違反行為を繰り返し行う蓋然性が高い場合，その他④消費税の円滑かつ適正な転嫁を阻害する重大な事実がある場合には措置請求を行うものとする。
　　（※）報復行為については，④に該当する。

（４）勧告・公表（公正取引委員会）
　　違反行為があると認めるときは，特定事業者に対して，速やかに消費税の適正な転嫁に応じることその他必要な措置をとるよう勧告し，その旨を公表する。

（注１）主務大臣は，特定事業者又は特定供給事業者の事業を所管する大臣をいう。

（注２）公正取引委員会，主務大臣及び中小企業庁長官が行う指導内容の例として，以下のようなものがある。
　　①転嫁を拒否した消費税額分を支払うこと，　②遡及的に消費税率引上げ分を対価に反映させること
　　③転嫁と引き換えに購入させた商品を引き取り，商品の代金を返還すること
　　④役務の利用料又は提供を受けた利益を返還すること　⑤消費税を含まない価格で価格交渉を行うこと　等

（注３）特定事業者が公正取引委員会の勧告に従ったときは，独占禁止法による措置はとらない。

（注４）政令により，国土交通大臣の権限に属する事務のうち，建設業等を営む者の一部に関しては都道府県知事が行うこととする。

第１　消費税の転嫁拒否等の行為に対する処理スキーム

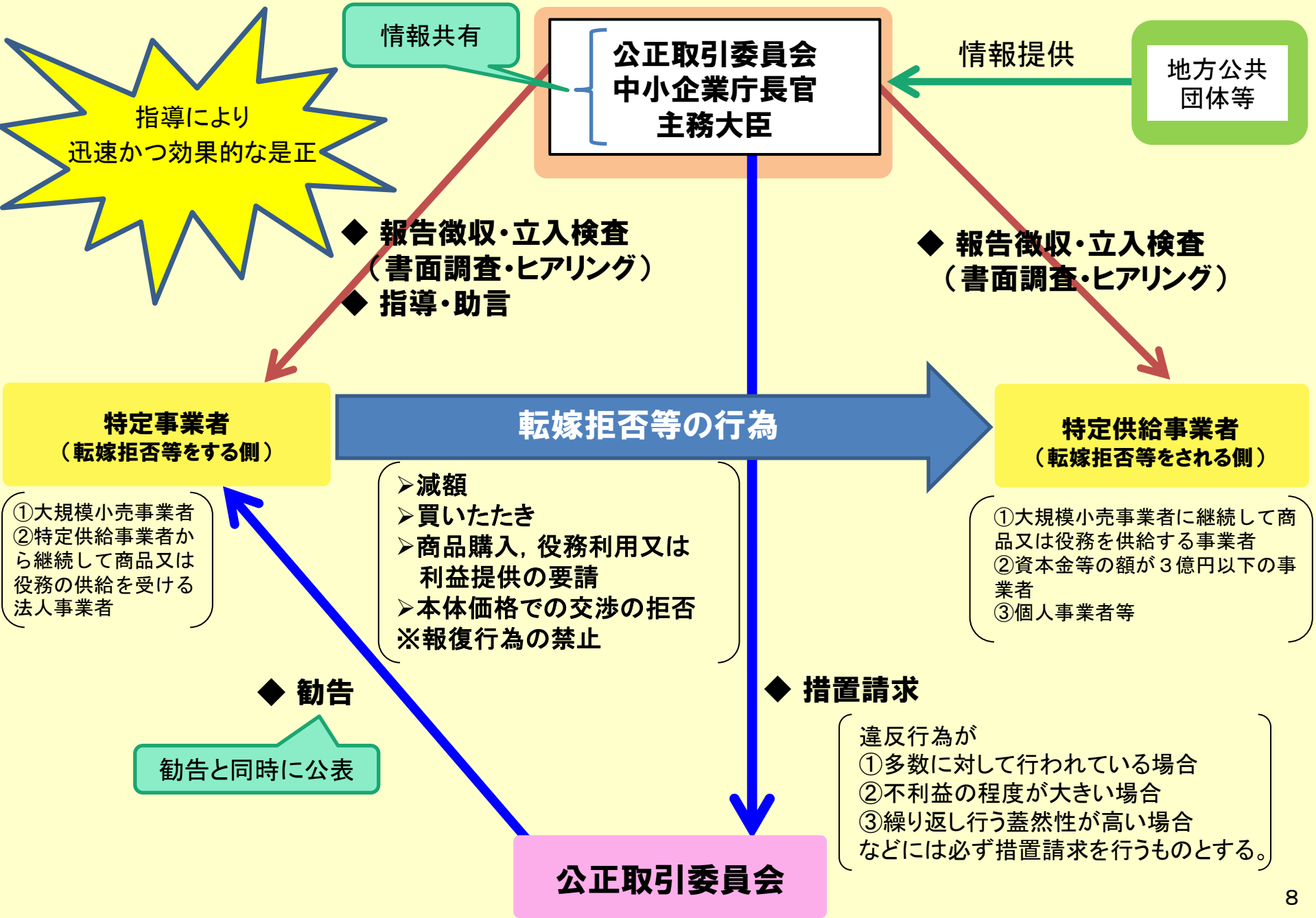

第２　消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置①

１．制度の趣旨

あたかも消費者が消費税を負担していない又はその負担が軽減されているかのような誤認を消費者に与えないようにするとともに，納入業者に対する買いたたきや，競合する小売事業者の消費税の転嫁を阻害することにつながらないようにするため，事業者が消費税分を値引きする等の宣伝や広告を行うことを禁止する。

２．事業者の遵守事項

事業者は，以下に掲げる消費税の転嫁を阻害する表示をしてはならない。

（１）取引の相手方に消費税を転嫁していない旨の表示
（２）取引の相手方が負担すべき消費税を対価の額から減ずる旨の表示であって消費税との関連を明示しているもの
（３）消費税に関連して取引の相手方に経済上の利益を提供する旨の表示であって（２）に掲げる表示に準ずるものとして内閣府令で定めるもの

３．消費税の転嫁を阻害する表示に対する指導，勧告等

（１）指導・助言（消費者庁長官，公正取引委員会，主務大臣，中小企業庁長官）
事業者に対して，違反行為を防止又は是正するために必要な指導・助言を行う。

（２）勧告・公表（消費者庁長官）
違反行為があると認めるときは，事業者に対して，速やかにその行為を取りやめることその他必要な措置をとるように勧告し，その旨を公表する。

（注）事業者が消費者庁長官の勧告に従ったときは，景品表示法による措置はとらない。

第２　消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置②

１．消費税転嫁対策特別措置法第８条（本条）の適用対象となる者

本条の適用対象となる「事業者」については，景品表示法における「事業者」と同様であり，消費税の課税事業者に限られない。

２．本条における「表示」

本条における「表示」については，景品表示法における「表示」と同様，事業者が商品又は役務の供給の際に顧客を誘引するために利用するあらゆる表示が対象となる。

なお，本条が予定する典型的な場面は，小売事業者による消費者向けの表示であるが，必ずしもそれに限られるものではなく，事業者間取引における表示（例えば，事業者向けのカタログやパンフレットの記載等）であっても，本条の対象となる。

３．禁止される表示に関する基本的な考え方

本条は，消費税分を値引きする等の宣伝や広告を禁止するものである。なお，「消費税」といった文言を含まない表現については，宣伝や広告の表示全体から消費税を意味することが客観的に明らかな場合でなければ，禁止される表示には該当しない。

（注１）「消費税」といった文言を含む表現であっても，消費税分を値引きする等の宣伝や広告でなければ禁止されることはない。

（注２）「消費税」という文言を含まない表現であっても，「増税」又は「税」などの文言を用いて実質的に消費税分を値引きする等の趣旨の宣伝や広告を行うことは，通常，禁止される。

第２　消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置③

４．禁止される表示の具体例

（１）取引の相手方に消費税を転嫁していない旨の表示

ア　「消費税は転嫁しません。」
イ　「消費税は一部の商品にしか転嫁していません。」
ウ　「消費税は転嫁していないので，価格が安くなっています。」
エ　「消費税はいただきません。」
オ　「消費税は当店が負担しています。」
カ　「消費税はおまけします。」
キ　「消費税はサービス。」
ク　「消費税還元」，「消費税還元セール」
ケ　「当店は消費税増税分を据え置いています。」

（２）取引の相手方が負担すべき消費税を対価の額から減ずる旨の表示であって消費税との関連を明示しているもの

ア　「消費税率上昇分値引きします。」
イ　「消費税８％分還元セール」
ウ　「増税分は勉強させていただきます。」
エ　「消費税率の引上げ分をレジにて値引きします。」

（３）消費税に関連して取引の相手方に経済上の利益を提供する旨の表示であって（２）に掲げる表示に準ずるものとして内閣府令で定めるもの

ア　「消費税相当分，次回の購入に利用できるポイントを付与します。」
イ　「消費税相当分の商品券を提供します。」
ウ　「消費税相当分のお好きな商品１つを提供します。」
エ　「消費税増税分を後でキャッシュバックします。」

５．禁止されない表示の具体例

（１）消費税との関連がはっきりしない「春の生活応援セール」「新生活応援セール」
（２）たまたま消費税率の引上げ幅と一致するだけの「３％値下げ」「３％還元」「３％ポイント還元」
（３）たまたま消費税率と一致するだけの「10％値下げ」「８％還元セール」「８％ポイント進呈」

第３　価格の表示に関する特別措置①

１．制度の趣旨

消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保及び事業者の事務負担への配慮の観点から，価格の表示について，特別措置を講ずる。

２．価格の表示に関する特別措置

（１） 事業者は，消費税率の引上げに際し，消費税の円滑かつ適正な転嫁のため必要があるときは現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置（誤認防止措置）を講じているときに限り，税込価格を表示することを要しない（総額表示義務の特例措置）。

（２） （１）により税込価格を表示しない事業者は，できるだけ速やかに，税込価格を表示するよう努めなければならない。

（３） 事業者は，税込価格を表示する場合において，消費税の円滑かつ適正な転嫁のため必要があるときは，税込価格に併せて，税抜価格又は消費税の額を表示するものとする。

（４） （３）の場合において，税込価格が明瞭に表示されているときは，税抜価格の表示については，景品表示法第４条第１項（不当表示）の規定は，適用しない（総額表示義務の特例に係る景品表示法の適用除外）。

３．誤認防止措置についての基本的な考え方

総額表示義務の特例の適用を受けるために必要となる誤認防止措置としての表示は，消費者が商品等を選択する際に，明瞭に認識できる方法で行う必要がある。

値札の貼り替え等を行う移行期間等において，店内等の一部の商品等について税抜価格のみの表示や旧税率に基づく税込価格等の表示を行わざるを得ない場合には，店内等のどの商品等の価格が税抜価格のみの表示や旧税率に基づく税込価格等の表示になっているのかを明らかにする必要がある。

４．誤認防止措置に該当する表示の具体例

（1） 税抜価格のみを表示する場合

① 個々の値札，チラシ，看板，ポスター，商品カタログ，インターネットのウェブページ等において税抜価格であることを明示する例

- ○○○円（税抜価格）
- ○○○円（税別）
- ○○○円（本体価格）
- ○○○円＋税
- ○○○円＋消費税

② 店内における掲示，チラシ等における表示により一括して税抜価格であることを明示する例

個々の値札等又は個別の商品価格の部分には，「○○○円」と税抜価格のみを表示し，別途，消費者が商品等を選択する際に目につきやすい場所に，明瞭に以下のような表示を行うことが考えられる。

当店（本チラシ）の価格は全て税抜表示となっています。

（2） 旧税率に基づく税込価格等で価格表示されている場合

① 新税率の適用後においても一時的に旧税率に基づく税込価格の表示が残る場合の表示例

個々の値札等においては，「○○○円」と旧税率に基づく税込価格を表示し，別途，消費者が商品等を選択する際に目につきやすい場所に，明瞭に以下のような表示を行うことが考えられる。なお，どの商品等の価格が旧税率の表示となっているかを明らかにする必要がある。

旧税率（5%）に基づく税込価格を表示している商品については，レジにてあらためて新税率（8%）に基づき精算させていただきます。

② 新税率の適用前から新税率に基づく税込価格の表示を行う場合の表示例

個々の値札等においては，「○○○円」と新税率に基づく税込価格を表示し，別途，消費者が商品等を選択する際に目につきやすい場所に，明瞭に以下のような表示を行うことが考えられる。なお，どの商品等の価格が新税率の表示となっているかを明らかにする必要がある。

既に新税率（8%）に基づく税込価格を表示している商品については，3月31日まではレジにて5%の税率により精算させていただきます。

５．税込価格が明瞭に表示されているか否かの考え方

税込価格と税抜価格を併記する場合において，景品表示法で禁止される表示に該当するのは，表示されている税抜価格を税込価格であると一般消費者が誤認する場合である。

したがって，表示媒体における表示全体からみて，税込価格が一般消費者にとって見やすく，かつ，税抜価格が税込価格であると一般消費者に誤認されることがないよう表示されていれば，税込価格が明瞭に表示されているといえる。

この判断に当たっては，基本的に，①税込価格表示の文字の大きさ，②文字間余白，行間余白，③背景の色との対照性の各要素が総合的に勘案される。

６．税込価格と税抜価格を併記する場合の具体例

＜明瞭に表示されているといえる例＞

9，800円（税込10，584円）

9，800円（税込10，584円）

9，800円（税込10，584円）

9，800円（税込10，584円）

＜明瞭に表示されているとはいえない例＞

(1)税込価格表示の文字の大きさに問題がある例

9，800円（税込10,584円）

(2)文字間余白，行間余白に問題がある例

9，800円（税込10，584円）

(3)背景の色との対照性に問題がある例

9，800円（税込10，584円）

第４　消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置①

１．制度の趣旨

消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のため，事業者等が行う転嫁カルテル及び表示カルテルについて，消費税導入時と同様の独占禁止法の適用除外制度を設ける（公正取引委員会への事前の届出が必要）。

２．独占禁止法の適用除外とする共同行為

（１）転嫁カルテル
消費税の転嫁の方法の決定に係る共同行為

（例）①　各事業者がそれぞれ自主的に定めている本体価格に消費税額分を上乗せする旨の決定

②　消費税率引上げ分を上乗せした結果，計算上生じる端数について，対象となる商品の値付け単位，取引慣行，上乗せ前の価格からの上昇の度合等を考慮して，切上げ，切捨て，四捨五入等により合理的な範囲で処理する旨の決定

（注）「本体価格を統一することの決定」は，適用除外の対象にはならない。

※　転嫁カルテルは，参加事業者の３分の２以上が中小事業者であることが必要

＜中小事業者の定義＞

業種	資本金規模・従業員規模
製造業，建設業，運輸業等	3億円以下又は300人以下
卸売業	1億円以下又は100人以下
サービス業	5000万円以下又は100人以下
小売業	5000万円以下又は50人以下

業種	資本金規模・従業員規模
ゴム製品製造業（政令による特例）	3億円以下又は900人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業（政令による特例）	3億円以下又は300人以下
旅館業（政令による特例）	5000万円以下又は200人以下

（２）表示カルテル
消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為

（例）「消費税込価格」と「消費税額」とを並べて表示する旨の決定

※　表示カルテルは，全ての事業者や事業者団体に認められる。

第４　消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置②

１．届出などについて

○　共同行為を行うに当たっては，公正取引委員会規則で定めるところにより（届出の様式等を規定），事前に公正取引委員会に共同行為の内容等を届け出る必要がある。

○　共同行為に参加するかどうかは，個別の事業者及び事業者団体の自主的判断に委ねられており，消費税転嫁対策特別措置法により共同行為の実施や参加を義務付けるものではない。

○　共同行為に参加した事業者間で，共同行為の実効を担保するために必要な合理的な範囲内の制裁を課すことを併せて決定することが可能。その場合には，共同行為に付随する内容として届け出る必要がある。

２．消費税の転嫁の方法の決定に係る共同行為（転嫁カルテル）の具体例

（１）転嫁カルテルとして行うことができる行為の具体例

○　各事業者がそれぞれ自主的に定めている本体価格に消費税額分を上乗せする旨の決定

○　消費税率引上げ後に発売する新製品について，各事業者がそれぞれ自主的に定める本体価格に消費税額分を上乗せする旨の決定

○　消費税率引上げ分を上乗せした結果，計算上生じる端数について，対象となる商品の値付け単位，取引慣行，上乗せ前の価格からの上昇の度合等を考慮して，切上げ，切捨て，四捨五入等により合理的な範囲で処理する旨の決定

（例１）本体価格９８円×８％＝消費税額７．８４円→８円　（例２）本体価格９３円×８％＝消費税額７．４４円→７円

（２）転嫁カルテルとして認められない行為の具体例

○　消費税率引上げ後の税抜価格又は税込価格を統一する旨の決定

○　消費税率引上げ分と異なる額（率）を転嫁する旨の決定

（例１）消費税率引上げ前の税込価格から，Ａ商品は７％，Ｂ商品は５％を上乗せし，Ｃ商品は据え置く旨の決定

（例２）個別商品ごとの消費税額に関係なく，全商品を一律〇〇円引き上げる旨の決定

○　合理的な範囲を超える不当な端数処理を行う旨の決定

○　購入についての共同行為は，適用除外の対象にはならない。

第４　消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置③

３．消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為（表示カルテル）の具体例

（１）表示カルテルとして行うことができる行為の具体例

○　消費税率引上げ後の価格について統一的な表示方法を用いる旨の決定

ア　税込価格を表示する場合

（例１）「税込価格」と「消費税額」とを並べて表示

（例２）「税込価格」と「税抜価格」とを並べて表示

イ　税込価格を表示しない場合（第３の価格の表示に関する特別措置における誤認防止措置を講じている場合に限る。）

（例）個々の値札に，税抜価格を表示した上，「＋税」と表示する旨の決定

○　見積書等について，消費税額を別枠表示するなど消費税についての表示方法に関する様式を作成し，統一的に使用する旨の決定

○　価格交渉を行う際に税抜価格を提示する旨の決定

（２）形式上，表示の方法を決定するものであっても，共同行為の内容に転嫁の方法の取決めが含まれている場合には，「消費税の転嫁の方法の決定」についての届出が必要。

（例）消費税率引上げ分を消費税率引上げ前の対価に上乗せした結果，計算上生じる端数を切り上げにより処理して税込価格を表示する旨の決定

４．転嫁の方法・表示の方法の決定に係る共同行為として認められない行為について

以下に掲げる行為は，上記の届出をした場合であっても認められない。

○　一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を維持し又は引き上げることとなるとき

○　事業者が不公正な取引方法を用いるとき又は事業者団体が事業者に不公正な取引方法に該当する行為をさせるようにするとき

（例１）事業者団体が，共同行為に参加しない構成事業者に対して，それを理由に制裁を課すことにより当該構成事業者の事業活動を困難にさせること

（例２）共同行為に参加した事業者間で，当該共同行為に違反した事業者に対して，必要な合理的範囲を超えた制裁（事業者団体からの除名，除名と同様の効果を有する高額な過怠金等）を課すことにより，当該事業者の事業活動を困難にさせること

（例３）共同行為の参加事業者が，共同して，取引先に対して共同行為に参加していない事業者との取引を拒絶するように仕向けること

国等の責務

第１　国民に対する広報の徹底

　国は，今次の消費税率引上げに際し，事業者が行う消費税の円滑かつ適正な転嫁に資するよう，国民に対し，今次の消費税率引上げの趣旨，転嫁を通じて消費者に負担を求めるという消費税の性格及び政府の消費税の円滑かつ適正な転嫁に関する取組について，徹底した広報を行うものとする。

第２　通報した者の保護等に関する万全の措置

　国は，今次の消費税率引上げに際し，この法律に違反する行為の防止及び是正を徹底するため，この法律に違反する行為に関する情報の収集，当該情報を国等に通報した者の保護等に関し万全の措置を講ずるものとする。

第３　調査，監視を行うための万全な態勢の整備

　国及び都道府県は，今次の消費税率引上げに際し，この法律に違反する行為の防止及び是正を徹底するため，国民に対する広報，この法律に違反する行為に関する情報の収集，事業者に対する指導又は助言等を行うための万全の態勢を整備するものとする。

法律の施行

１．法律の公布と施行

「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」（平成25年法律第41号）は，平成25年6月5日に成立し，同月12日に公布された。同法は消費税転嫁対策特別措置法の施行日を定める政令により平成25年10月1日から施行された（内閣府設置法の改正に関する部分は，平成25年6月15日施行。）。

２．法律の適用関係

（1） 消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置

平成２６年４月１日以降に供給する商品又は役務について，平成２５年１０月１日以降に行われる転嫁拒否等の行為が規制の対象となる。

（2） 消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置

平成２６年４月１日以降に供給する商品又は役務について，平成２５年１０月１日以降に行われる転嫁を阻害する表示が規制の対象となる。

（3） 価格の表示に関する特別措置

平成２５年１０月１日以降，表示価格が税込価格であると誤認されないための措置を講じた場合に限り，税込価格を表示しないことが可能となっている。

（4） 消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置

平成２６年４月１日以降に供給する商品又は役務を対象にした転嫁カルテル・表示カルテルが独占禁止法の適用除外となる。公正取引委員会への届出は，平成２５年１０月１日以降に可能となっている。

消費税価格転嫁等総合相談センター

消費税価格転嫁等総合相談センターは内閣府が設置している政府共通の相談窓口です。

センターでは次のような相談を受け付けます。

●転嫁に関する問い合わせ　●広告・宣伝に関する問い合わせ

●消費税の総額表示に関する問い合わせ　●便乗値上げに関する問い合わせ

●センターでは，このような相談に関して，法令等の考え方を回答するほか転嫁拒否など消費税転嫁対策特別措置法に違反する疑いのある行為については，相談者の御意向により，センターから担当省庁へ通知します。

御相談は専用ダイヤル又はＨＰ上の専用フォームを御利用ください。

専用ダイヤル：0570－200－123

【受付時間】平日９：00～17：00（平成26年3月・4月は土曜日も受付）

※通話料金はお住まいの地域に応じて以下の料金がかかります。なお，実際にかかる金額は音声ガイダンスで御案内しております。

●固定電話からは　8.5円～80円 / 3分間　●携帯電話からは　90円 / 3分間　●公衆電話からは　30円～220円 / 3分間

URL：http://www.tenkasoudan.go.jp（24時間受付）

関係省庁でも相談を受け付けています。

●転嫁拒否等の行為の是正，転嫁カルテル・表示カルテルに関する問い合わせ先：公正取引委員会取引企画課　０３－３５８１－５４７１（代表）

●転嫁を阻害する表示の是正に関する問い合わせ先：消費者庁表示対策課　０３－３５０７－８８００（代表）

●消費税の総額表示義務の特例に関する問い合わせ先：財務省主税局税制第二課　０３－３５８１－４１１１（代表）

●便乗値上げに関する問い合わせ先：消費者庁消費生活情報課　０３－３５０７－９１９６（便乗値上げ情報・相談窓口）

消費税転嫁対策特別措置法が施行されました

※消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法

消費税転嫁対策特別措置法が，平成25年10月1日付けで施行されました（同法は，平成29年3月31日まで適用されます。）。政府としては，この法律に基づき消費税の円滑かつ適正な転嫁に向けた取組を行っていきます。

Ⅰ　消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置

平成26年4月1日以降に供給する商品又は役務について，消費税の転嫁を拒む行為等が禁止されます。適用対象となる主な取引及び禁止される行為は以下のとおりです。

転嫁拒否等をする側（規制対象）（買手）	転嫁拒否等をされる側（売手）
大規模小売事業者	大規模小売事業者と継続的に取引を行っている事業者
右欄の事業者等と継続的に取引を行っている法人事業者	○　資本金3億円以下の事業者 ○　個人事業者等

禁止される行為	具体例
①　減額	本体価格に消費税分を上乗せした額を対価とする旨契約していたが，消費税分の全部又は一部を事後的に対価から減じること
②　買いたたき	原材料費の低減等の状況変化がない中で，消費税率引上げ前の税込価格に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定めること
③　商品購入，役務利用又は利益提供の要請	消費税率引上げ分を上乗せすることを受け入れる代わりに，取引先にディナーショーのチケットを購入させること
④　本体価格での交渉の拒否	本体価格（消費税抜価格）で交渉したいという申出を拒否すること
⑤　報復行為	転嫁拒否をされた事業者が，①～④の行為が行われていることを公正取引委員会などに知らせたことを理由に，取引の数量を減らしたり，取引を停止したりするなど，不利益な取扱いをすること

違反行為を防止又は是正するため，公正取引委員会，主務大臣，中小企業庁長官が必要な指導・助言を行います。また，違反行為があると認めるときは，公正取引委員会が勧告を行い，その旨を公表します。

Ⅰに関する問い合わせ先：公正取引委員会取引企画課　03－3581－5471（代表）

Ⅱ　消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置

平成26年4月1日以降に供給する商品又は役務の取引について，消費税分を値引きする等の宣伝や広告が禁止されます。禁止される表示は以下のとおりです。

禁止される表示	禁止される表示の具体例
①　取引の相手方に消費税を転嫁していない旨の表示	「消費税は転嫁しません」 「消費税は当店が負担しています」
②　取引の相手方が負担すべき消費税に相当する額の全部又は一部を対価の額から減ずる旨の表示であって消費税との関連を明示しているもの	「消費税率上昇分値引きします」
③　消費税に関連して取引の相手方に経済上の利益を提供する旨の表示であって②に掲げる表示に準ずるもの	「消費税相当分，次回の購入に利用できるポイントを付与します」

違反行為を防止又は是正するため，消費者庁，公正取引委員会，主務大臣，中小企業庁長官が必要な指導・助言を行います。また，違反行為があると認めるときは，消費者庁が勧告を行い，その旨を公表します。

Ⅱに関する問い合わせ先：消費者庁表示対策課　03－3507－8800（代表）

Ⅲ　価格の表示に関する特別措置

（1） 平成25年10月1日以降，消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保や事業者の値札の貼り替えなどの事務負担に配慮する観点から，表示価格が税込価格であると誤認されないための措置を講じていれば，「税込価格」を表示しなくてもよいとする特例が設けられます。

※ 消費者への配慮の観点から，上記の特例を受ける事業者はできるだけ速やかに「税込価格」を表示するよう努めることとされています。

【具体的な表示の例】

（例１）値札，チラシ，ポスター，商品カタログ，インターネットのウェブページ等において，商品等の価格を次のように表示する

○○円（税抜）　**○○円（税抜価格）**　**○○円（本体価格）**　**○○円＋税**

（例２）個々の値札等においては「○○円」と税抜価格のみを表示し，別途，店内の消費者が商品等を選択する際に目に付きやすい場所に，明瞭に，「当店の価格は全て税抜価格となっています。」といった掲示を行う

（2） 事業者が，税込価格に併せて，税抜価格を表示する場合において，税込価格が明瞭に表示されているときは，景品表示法第4条第1項（不当表示）の規定は適用しないこととされました。

Ⅲ（1）に関する問い合わせ先：財務省主税局税制第二課　03－3581－4111（代表）
Ⅲ（2）に関する問い合わせ先：消 費 者 庁 表 示 対 策 課　03－3507－8800（代表）

Ⅳ　消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置

平成26年4月1日以降に供給する商品又は役務を対象にした，事業者又は事業者団体が行う転嫁カルテル・表示カルテルが独占禁止法の適用除外となります（公正取引委員会に対して事前に届け出ることが必要です。届出書の様式など，具体的な届出の方法については公正取引委員会HPを御覧ください。）。

（1）転嫁カルテル（消費税の転嫁の方法の決定に係る共同行為）

（例１）事業者がそれぞれ自主的に定めている本体価格に，消費税額分を上乗せすること

（例２）消費税額分を上乗せした結果，計算上生じる端数について，切上げ，切捨て，四捨五入等により合理的な範囲で処理すること

※ 税込価格や税抜価格（本体価格）を決めることは，適用除外の対象にはなりません（独占禁止法に違反する行為ですので注意してください。）。

※ 転嫁カルテルについては，参加事業者の3分の2以上が中小事業者であることが必要です。

【中小事業者の範囲】	資本金等の額（会社）	又は	常時使用する従業員数（会社又は個人）
製造業，建設業，運輸業	3億円以下		300人以下
卸売業	1億円以下		100人以下
サービス業	5千万円以下		100人以下
小売業	5千万円以下		50人以下
政令で定める業種	業種ごとに政令で定める金額以下		業種ごとに政令で定める数以下
上記以外の業種	3億円以下		300人以下

（2）表示カルテル（消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為）

（例１）税率引上げ後の価格について，「消費税込価格」と「消費税額」とを並べて表示する方法を用いること

（例２）税率引上げ後の価格について，「消費税込価格」と「消費税抜価格」とを並べて表示する方法を用いること

Ⅳに関する問い合わせ先：公正取引委員会取引企画課　03－3581－5471（代表）

2013.10.1

消費税の転嫁を阻害する表示に関する考え方

平成25年９月10日
消　費　者　庁

第１　はじめに

１　法律の概要等

消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（以下「本法」という。）は、平成26年４月１日及び平成27年10月１日における消費税率（地方消費税率を含む。以下同じ。）の引上げに際し、消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から、消費税の転嫁を阻害する行為の是正、価格の表示並びに消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別の措置について定めている。

このうち、本法第８条（以下「本条」という。）は、以下のとおり消費税の円滑かつ適正な転嫁を阻害する表示に係る事業者の遵守事項を定めている。

（事業者の遵守事項）
第８条　事業者は、平成26年４月１日以後における自己の供給する商品又は役務の取引について、次に掲げる表示をしてはならない。
一　取引の相手方に消費税を転嫁していない旨の表示
二　取引の相手方が負担すべき消費税に相当する額の全部又は一部を対価の額から減ずる旨の表示であって消費税との関連を明示しているもの
三　消費税に関連して取引の相手方に経済上の利益を提供する旨の表示であって前号に掲げる表示に準ずるものとして内閣府令で定めるもの（注１）（注２）

（注１）消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法第八条第三号の規定による消費税に関連して取引の相手方に経済上の利益を提供する旨の表示に関する内閣府令

消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成二十五年法律第四十一号）第八条第三号に規定する内閣府令で定める表示は、消費税に関連して取引の相手方に次に掲げる経済上の利益を提供する旨の表示であって同条第二号に掲げる表示に準ずるものとする。

一　物品並びに土地及び建物その他の工作物
二　金銭、金券、預金証書、当せん金附証票及び公社債、株券、商品券その他の有価証券
三　供応（映画、演劇、スポーツ、旅行その他の催物等への招待又

は優待を含む。）
四　便益、労務その他の役務

（注２）いわゆる「ポイントサービス」（購入額に一定率を乗じる等して算出された「ポイント」を次回購入時の支払に充てること等ができるサービスをいう。）は本条第３号の「経済上の利益」に当たり、内閣府令では第４号の「便益、労務その他の役務」に含まれる。

２　本条の趣旨

消費税は、最終的には消費者が負担し事業者が納付するものである。

本条は、あたかも消費者が消費税を負担していない又はその負担が軽減されているかのような誤認を消費者に与えないようにするとともに、納入業者に対する買いたたきや、競合する小売事業者の消費税の転嫁を阻害することにつながらないようにするため、事業者が消費税分を値引きする等の宣伝や広告を行うことを禁止するものである。

なお、本条は、あくまで消費税分を値引きする等の宣伝や広告を禁止するものであり、事業者の企業努力による価格設定自体を制限するものではない。また、本条に該当しない安売り、特売、セール等の宣伝や広告を禁止するものではない。

３　本考え方の目的

本考え方は、本条で禁止される表示についての基本的な考え方及び禁止される具体的な表示例等を明らかにすることにより、法運用の透明性を確保するとともに、事業者の予見可能性を高めることを目的とするものである。

第２　本条に係る基本的な考え方

１　本条の適用対象となる者

本条の適用対象となる「事業者」については、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）における「事業者」と同様であり、消費税の課税事業者に限られない。

２　本条における「表示」

本条における「表示」については、景品表示法における「表示」と同様、事業者が商品又は役務の供給の際に顧客を誘引するために利用するあらゆる表示が対象となる（注３）。

なお、本条が予定する典型的な場面は、小売事業者による消費者向けの表示であるが、必ずしもそれに限られるものではなく、事業者間取引における表示（例えば、事業者向けのカタログやパンフレットの記載等）であっても、本条の対象となる。

（注３）不当景品類及び不当表示防止法第２条の規定により景品類及び表示を指定する件（昭和37年６月30日公正取引委員会告示第３号）

第１項　（略）

第２項　法第２条第４項に規定する表示とは、顧客を誘引するための手段として、事業者が自己の供給する商品又は役務の取引に関する事項について行う広告その他の表示であつて、次に掲げるものをいう。

一　商品、容器又は包装による広告その他の表示及びこれらに添付した物による広告その他の表示

二　見本、チラシ、パンフレット、説明書面その他これらに類似する物による広告その他の表示（ダイレクトメール、ファクシミリ等によるものを含む。）及び口頭による広告その他の表示（電話によるものを含む。）

三　ポスター、看板（プラカード及び建物又は電車、自動車等に記載されたものを含む。）、ネオン・サイン、アドバルーン、その他これらに類似する物による広告及び陳列物又は実演による広告

四　新聞紙、雑誌その他の出版物、放送（有線電気通信設備又は拡声機による放送を含む。）、映写、演劇又は電光による広告

五　情報処理の用に供する機器による広告その他の表示（インターネット、パソコン通信等によるものを含む。）

３　禁止される表示に関する基本的な考え方

本条は、消費税分を値引きする等の宣伝や広告を禁止するものであり、「消費税は転嫁しません」、「消費税率上昇分値引きします」、「消費税相当分、次回の購入に利用できるポイントを付与します」等の表示は禁止されることになる（注４）。

なお、「消費税」といった文言を含まない表現については、宣伝や広告の表示全体から消費税を意味することが客観的に明らかな場合でなければ、禁止される表示には該当しない（注５）。

（注４）「消費税」といった文言を含む表現であっても、消費税分を値引きする等の宣伝や広告でなければ、本条で禁止されることはない。例えば、「毎月20日は全品５％割引セール（なお、４月１日から消費税率が８％になります。）」との表示自体では直ちに禁止されるものではない。

（注５）例えば、「消費税」といった文言を含まない表現であっても、「増税分３％値下げ」、「税率引上げ対策、８％還元セール」など、「増税」又は「税」といった文言を用いて実質的に消費税分を値引きする等の趣旨の宣伝や広告を行うことは、通常、本条で禁止される表示に該当する。

第３　禁止される具体的な表示例等

１　禁止される具体的な表示例

次のような表示は、いずれも、消費税分を値引きする等の宣伝や広告として、本条で禁止される（注６）。

（注６）本条で禁止される表示に該当するか否かは、事業者が行う宣伝や広告の表示全体から判断されることとなる。例えば、チラシに大きく「３％値引き」と記載するとともに、同一のチラシに相対的に小さく「消費税率が引き上げられますが、当店は引上げ分の値引きで皆様を応援します。」と記載していれば、消費税分を値引きする等の表示として本条で禁止される。

(1) 取引の相手方に消費税を転嫁していない旨の表示（第１号）
ア　「消費税は転嫁しません。」
イ　「消費税は一部の商品にしか転嫁していません。」
ウ　「消費税を転嫁していないので、価格が安くなっています。」
エ　「消費税はいただきません。」
オ　「消費税は当店が負担しています。」
カ　「消費税はおまけします。」
キ　「消費税はサービス。」
ク　「消費税還元」、「消費税還元セール」
ケ　「当店は消費税増税分を据え置いています。」

(2) 取引の相手方が負担すべき消費税に相当する額の全部又は一部を対価の額から減ずる旨の表示であって消費税との関連を明示しているもの（第２号）
ア　「消費税率上昇分値引きします。」
イ　「消費税８％分還元セール」
ウ　「増税分は勉強させていただきます。」
エ　「消費税率の引上げ分をレジにて値引きします。」

(3) 消費税に関連して取引の相手方に経済上の利益を提供する旨の表示であって第２号に掲げる表示に準ずるものとして内閣府令で定めるもの（第３号）
ア　「消費税相当分、次回の購入に利用できるポイントを付与します。」
イ　「消費税相当分の商品券を提供します。」
ウ　「消費税相当分のお好きな商品１つを提供します。」
エ　「消費税増税分を後でキャッシュバックします。」

２　禁止されない表示の具体例

次のような表示は、宣伝や広告の表示全体からみて消費税を意味することが客観的に明らかな場合でなければ、いずれも、消費税分を値引きする等の宣伝や広告には該当せず、本条で禁止される表示には当たらない。

(1) 消費税との関連がはっきりしない「春の生活応援セール」、「新生活応援セール」
(2) たまたま消費税率の引上げ幅と一致するだけの「３％値下げ」、「３％還元」、「３％ポイント還元」
(3) たまたま消費税率と一致するだけの「10％値下げ」、「８％還元セール」、「８％ポイント進呈」

以上

（参考）消費税率の引上げに伴う表示に関する景品表示法の考え方

1　はじめに

前記のとおり、本条は、あたかも消費者が消費税を負担していない又はその負担が軽減されているかのような誤認を消費者に与えないようにするとともに、納入業者に対する買いたたきや、競合する小売事業者の消費税の転嫁を阻害することにつながらないようにするため、事業者が消費税分を値引きする等の宣伝や広告を行うことを禁止するものである。

他方、本法では、本条の規定に違反する行為について、勧告に従ったときに限り、当該勧告に係る行為を景品表示法上の措置命令の適用除外としているところ（本法第９条において読み替えて準用する本法第７条）、勧告に従わなかった場合には、当該違反行為について、景品表示法の手続に移行する可能性がある。

景品表示法の観点から、消費税率の引上げに伴う表示についての基本的な考え方及び禁止される具体的な表示例等は以下のとおりである。

2　基本的な考え方

消費税に関連して、販売価格又は料金の額（以下「販売価格等」という。）、当該販売価格等が適用される商品又は役務の範囲、当該販売価格等が適用される顧客の条件等について事実に反する表示を行うことは、一般消費者に当該事業者の販売価格等が実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく有利であるとの誤認を生じさせ、景品表示法第４条第１項第２号が禁止する不当表示（有利誤認）に該当するおそれがある（注７）。

（注７）景品表示法

第４条　事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

一　（略）

二　商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの

三　（略）

3　禁止される表示例

次のような表示は、景品表示法上問題となるおそれがある。

(1) 消費税率引上げ前の相当期間にわたって販売されていた価格とはいえない価格にもかかわらず、当該価格で消費税率引上げ以降も販売しているかのような「価格据え置き」等の表示（注８）

(2) 消費税率の引上げに際して、商品の内容量を減らしているなど、当該商品の販売価格に影響する要素が同一ではないにもかかわらず、その旨を明

確に示さずに行う「価格据え置き」等の表示（注８）

(3) 実際には、その小売事業者が過去の販売価格等より消費税率の引上げ幅又は消費税率と一致する率の値引きをしていないにもかかわらず、これらの率を値引きしているかのような「３％値引き」、「８％値引き」等の表示（注８）

(4) 二重価格表示（自己の販売価格に当該販売価格よりも高い他の価格（以下「比較対照価格」という。）を併記して表示することをいう。）を行う場合に、税抜きの販売価格等の比較対照価格として、税込みのメーカー希望小売価格等を用いる表示

(5) 消費税率の引上げに際して、事業者の販売価格等について、実際には消費税率の引上げ分相当額を超えて値上げしたにもかかわらず、消費税率の引上げ分相当額しか値上げしていないかのような表示

(6) 非課税の商品又は役務は、土地、有価証券などごく限られているのに、それ以外の商品又は役務について、消費税が課税されていないかの表示

(7) 免税事業者でないにもかかわらず、免税事業者であるかのような表示、又は免税事業者と取引していないにもかかわらず、免税事業者と取引しているかのような表示

（注８）「価格据え置き」など過去の販売価格等のままで販売しているかのような表示や「３％値引き」など過去の販売価格等から一定率値引きしているかのような表示について、一般消費者は、通常、同一の商品が当該価格で当該表示が行われている前の相当期間販売されていたと認識するものと考えられる。したがって、消費税率引上げ直前に値上げを行った場合の値上げ後の価格や内容量を減らす前の価格など、同一の商品について最近相当期間にわたって販売されていた価格とはいえない価格を前提に消費税率引上げ以降「価格据え置き」や「３％値引き」等の表示を行う場合は、一般消費者に消費税率引上げ以降における販売価格が、同一の商品が消費税率引上げ前の最近相当期間にわたって販売されていた価格と同じ価格である又はその価格から表示された率が値引きされているとの誤認を与え、不当表示に該当するおそれがある（同一ではない商品の価格を比較対照価格に用いて表示を行う場合の考え方は、「不当な価格表示についての景品表示法上の考え方」（平成12年６月30日公正取引委員会）第４の１（１）を参照。また、最近相当期間にわたって販売されていた価格についての考え方は、同考え方第４の２（１）ア（イ）及び（ウ）を参照。具体的な記載は別添を参照。）。

別添

不当な価格表示についての景品表示法上の考え方（平成12年６月30日公正取引委員会）

第１～３（略）

第４　二重価格表示について

１　二重価格表示についての基本的考え方

二重価格表示は、事業者が自己の販売価格に当該販売価格よりも高い他の価格（以下「比較対照価格」という。）を併記して表示するものであり、その内容が適正な場合には、一般消費者の適正な商品選択と事業者間の価格競争の促進に資する面がある。

しかし、次のように、二重価格表示において、販売価格の安さを強調するために用いられた比較対照価格の内容について適正な表示が行われていない場合には、一般消費者に販売価格が安いとの誤認を与え、不当表示に該当するおそれがある。

(1) 同一ではない商品の価格を比較対照価格に用いて表示を行う場合

ア　同一ではない商品の価格との二重価格表示が行われる場合には、販売価格と比較対照価格との価格差については、商品の品質等の違いも反映されているため、二重価格表示で示された価格差のみをもって販売価格の安さを評価することが難しく、一般消費者に販売価格が安いとの誤認を与え、不当表示に該当するおそれがある。

なお、同一ではない商品との二重価格表示であっても、一の事業者が実際に販売している二つの異なる商品について現在の販売価格を比較することは、通常、景品表示法上問題となるものではない。

イ　商品の同一性は、銘柄、品質、規格等からみて同一とみられるか否かにより判断される。

なお、衣料品等のように色やサイズの違いがあっても同一の価格で販売されるような商品については、同一の商品に該当すると考えられる。

また、ある一つの商品の新品と中古品、汚れ物、キズ物、旧型又は旧式の物（以下「中古品等」という。）とは、同一の商品とは考えられない。

野菜、鮮魚等の生鮮食料品については、一般的には、商品の同一性を判断することが難しいと考えられる。このため、生鮮食料品を対象とする二重価格表示については、後記２の(1)ウで記述するタイムサービスのように商品の同一性が明らかな場合や、一般消費者が商品の同一性を判断することが可能な場合を除き、一般消費者に販売価格が安いとの誤認を与え、不当表示に該当するおそれがある。

(2)　（略）

２　過去の販売価格等を比較対照価格とする二重価格表示について

(1) 基本的考え方

ア　過去の販売価格を比較対照価格とする二重価格表示

(ｱ)（略）

(ｲ)「最近相当期間にわたって販売されていた価格」についての考え

方

a　「相当期間」については、必ずしも連続した期間に限定されるものではなく、断続的にセールが実施される場合であれば、比較対照価格で販売されていた期間を全体としてみて評価することとなる。

b　また、「販売されていた」とは、事業者が通常の販売活動において当該商品を販売していたことをいい、実際に消費者に購入された実績のあることまでは必要ではない。

他方、形式的に一定の期間にわたって販売されていたとしても、通常の販売場所とは異なる場所に陳列してあるなど販売形態が通常と異なっている場合や、単に比較対照価格とするための実績作りとして一時的に当該価格で販売していたとみられるような場合には、「販売されていた」とはみられないものである。

(ｳ)　「最近相当期間にわたって販売されていた価格」か否かの判断基準

比較対照価格が「最近相当期間にわたって販売されていた価格」に当たるか否かは、当該価格で販売されていた時期及び期間、対象となっている商品の一般的価格変動の状況、当該店舗における販売形態等を考慮しつつ、個々の事案ごとに検討されることとなるが、一般的には、二重価格表示を行う最近時（最近時については、セール開始時点からさかのぼる８週間について検討されるものとするが、当該商品が販売されていた期間が８週間未満の場合には、当該期間について検討されるものとする。）において、当該価格で販売されていた期間が当該商品が販売されていた期間の過半を占めているときには、「最近相当期間にわたって販売されていた価格」とみてよいものと考えられる。ただし、前記の要件を満たす場合であっても、当該価格で販売されていた期間が通算して２週間未満の場合、又は当該価格で販売された最後の日から２週間以上経過している場合においては、「最近相当期間にわたって販売されていた価格」とはいえないものと考えられる。

（以下略）

消費税の円滑かつ適正な転嫁のために

内閣官房、内閣府、公正取引委員会、消費者庁、財務省



1 消費税率引上げの趣旨・消費税の性格

POINT ❶ 消費税率引上げの趣旨

今般の消費税率の引上げは、幅広く国民各層に社会保障の安定財源の確保のための負担を求めることにより、社会保障の充実・安定化と財政健全化の同時達成を目指すものです。

消費税率の段階的引上げ

消費税率は段階的に引き上げることにより、経済活動に与える影響を抑えます。

平成9年4月より	平成26年4月より	平成27年10月より
5%	8%	10%
(消費税4%、地方消費税1%)	(消費税6.3%、地方消費税1.7%)	(消費税7.8%、地方消費税2.2%)

＊この消費税率の引上げについては、税制抜本改革法附則第18条に則って、経済状況等を総合的に勘案して判断を行うこととされています。



なぜ消費税？

- ✔ 税収が安定しています。
- ✔ 負担が世代間で公平です。
- ✔ 経済活動に中立的です。
- ✔ 高い財源調達力があります。

社会保障の安定財源の確保

消費税率5%の引上げ

全額を社会保障財源化

社会保障の充実
（待機児童解消、医療介護サービスの充実など）
消費税収1%程度

社会保障の安定化
年金国庫負担2分の1等
後代への負担の付け回しの軽減
消費税率引上げに伴う社会保障支出の増
消費税収4%程度



財政の健全化に一定の寄与

POINT ❷ 消費税の性格・仕組み

消費税は、消費一般に対して広く公平に負担を求める税金です。そのため、原則として全ての財貨・サービスの国内における販売、提供などを課税対象とし、事業者を納税義務者として、その売上げに対して課税を行うとともに、税の累積を排除するために、事業者は売上げに係る税額から仕入れに係る税額を控除（仕入税額控除）し、その差引税額を納付することとされています。

事業者に課される消費税相当額は、コストとして販売価格に織り込まれて転嫁され、最終的には消費者が負担することが予定されています。

消費税の転嫁の仕組み

※税率8%で計算

原材料製造業者 → 課税 → 完成品製造業者 → 課税 → 卸売業者 → 課税 → 小売業者 → 課税 → 消費者

納税義務者　納税義務者　納税義務者　納税義務者



2,160円 税 160円　5,400円 税 400円　7,560円 税 560円　10,800円 税 800円



1に対する問い合わせ先　財務省主税局税制第二課　03-3581-4111（代表）

2 転嫁拒否等の行為の是正

消費税転嫁対策特別措置法は、消費税率の引上げに当たって、消費税の転嫁を拒否する行為等を禁止しています（平成25年10月1日から平成29年3月31日までの措置）。

今般の消費税率引上げに当たり、中小事業者を中心に、消費税の価格への転嫁について懸念が示されていることから、これらの中小事業者等が消費税を価格へ転嫁しやすい環境を整備するため、消費税の転嫁拒否等の行為に対して、政府一丸となって監視・取締りを行っていくこととしています。

▶消費税の転嫁拒否等の行為として規制対象となる行為

平成26年４月１日以降に特定供給事業者から受ける商品又は役務（サービス）の供給に関して、特定事業者が特定供給事業者に対して消費税の転嫁拒否等の行為を行う場合が対象となります。

特定事業者と特定供給事業者との適用関係

	特定事業者（買手）		特定供給事業者（売手）
Ⅰ	大規模小売事業者（※）	←	大規模小売事業者に継続して商品又は役務（サービス）を供給する事業者
Ⅱ	右の1から3の事業者から継続して商品又は役務（サービス）の供給を受ける法人である事業者（大規模小売事業者を除く。）	←	左の特定事業者に継続して商品又は役務（サービス）を供給する1から3の事業者 1 個人事業者 2 人格のない社団等 3 資本金等の額が3億円以下である事業者

（※）大規模小売事業者とは、一般消費者が日常使用する商品の小売業者であって前事業年度における売上高が100億円以上である事業者や一定の面積の店舗を有する事業者をいいます。

消費税の転嫁拒否等の行為は禁止されています

▶消費税の転嫁拒否等の行為とは…

消費税の転嫁拒否等の行為として、消費税転嫁対策特別措置法で禁止している行為は、次の類型です。

❶減額、❷買いたたき、❸商品購入、役務（サービス）利用、利益提供の要請、❹本体価格での交渉の拒否、❺報復行為

POINT ❶ 減額

特定事業者は、合理的な理由なく、既に取り決められた対価から、事後的に減じて支払うことにより、消費税の転嫁を拒否してはいけません。

〈具体例〉

▶対価から消費税率引上げ分の全部又は一部を減じる場合

▶本体価格に消費税額分を上乗せした額を商品の対価とする旨契約していたにもかかわらず、対価を支払う際に、消費税率引上げ分の全部又は一部を対価から減じる場合

▶リベートを増額する又は新たに提供するよう要請し、当該リベートとして消費税率引上げ分の全部又は一部を対価から減じる場合



【以下のような場合には、減額とはなりません】

〈具体例〉

▶商品に瑕疵がある場合や、納期に遅れた場合等、特定供給事業者の責めに帰すべき理由により、相当と認められる金額の範囲内で対価の額を減じる場合

POINT ❷ 買いたたき

特定事業者は、合理的な理由なく、通常支払われる対価に比べて対価の額を低く定めることにより、消費税の転嫁を拒否してはいけません。

〈具体例〉

▶原材料費の低減等の状況の変化がない中で、消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定める場合

▶安売りセールを実施することを理由に、大量発注などによる特定供給事業者のコスト削減効果などの合理的理由がないにもかかわらず、取引先に対して値引きを要求し、消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定める場合

▶商品の量目を減らし、対価を消費税率引上げ前のまま据え置いて定めたが、その対価の額が量目を減らしたことによるコスト削減効果を反映した額よりも低い場合

注 「通常支払われる対価に比べて対価の額を低く定めること」とは、具体的には、特定事業者と特定供給事業者との間で取引している商品又は役務（サービス）の消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低く定めることです。



【以下のような場合には、買いたたきとはなりません】

〈具体例〉

▶大量発注、共同配送、共同購入などにより、特定供給事業者にも客観的にコスト削減効果が生じており、当事者間の自由な価格交渉の結果、コスト削減効果を対価に反映させる場合

POINT ❸ 商品購入、役務利用、利益提供の要請

特定事業者は、消費税の転嫁を受け入れる代わりに、特定事業者の指定する商品を購入させたり、役務（サービス）を利用させたり、また、経済上の利益を提供させる行為を行ってはいけません。

〈具体例〉

▶消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せすることを受け入れる代わりに、

- ●取引先にディナーショーのチケットの購入、自社の宿泊施設の利用等を要請する場合
- ●本体価格の引下げに応じなかった取引先に対し、毎年定期的に一定金額分購入してきた商品の購入金額を増やすよう要請する場合
- ●消費税の転嫁の程度に応じて、取引先ごとに目標金額を定め、協賛金を要請する場合
- ●通常必要となる費用を負担することなく、取引先に対し、従業員等の派遣又は増員を要請する場合
- ●取引先に対し、取引の受発注に係るシステム変更に要する費用の全部又は一部の負担を要請する場合



POINT ❹ 本体価格での交渉の拒否

特定事業者は、価格交渉を行う際、特定供給事業者から本体価格(※)での交渉の申出を受けた場合には、その申出を拒否してはいけません。

(※) 消費税を含まない価格

〈具体例〉

▶本体価格での交渉を申し出た際に、それを拒否する場合

▶特定供給事業者が本体価格と消費税額を別々に記載した見積書等を提出したところ、税込価格での見積書等を再提出させる場合

▶税込価格しか記載できない見積書等の様式を定め、その使用を余儀なくさせる場合



POINT ❺ 報復行為

特定事業者は、消費税の転嫁拒否等の行為があるとして、特定供給事業者が公正取引委員会等にその事実を知らせたことを理由として、取引数量を減じたり、取引を停止したり、不利益な取扱いを行ってはいけません。

消費税の転嫁拒否等の行為に対しては、政府一丸となって監視・取締りを行っていきます。

- ●公正取引委員会、事業を所管する大臣等、中小企業庁長官は、特定事業者などに対して、報告を求めたり、立入検査を行います。
- ●公正取引委員会、事業を所管する大臣等、中小企業庁長官は、特定事業者に対して、違反行為を防止又は是正するために、必要な指導を行います。
- ●事業を所管する大臣等、中小企業庁長官は、違反行為があると認めるときは、公正取引委員会に対して、適当な措置をとるよう求める措置請求を行います。
  なお、違反行為が多数の特定供給事業者に対して行われている場合や繰り返し行われている場合などには必ず措置請求を行います。
- ●公正取引委員会は、違反行為があると認めるときは、速やかに消費税の適正な転嫁に応じることその他必要な措置をとるよう勧告し、その旨を公表します。

(注) 建設業、宅地建物取引業、不動産鑑定業、浄化槽工事業、解体工事業の一部については、都道府県知事も検査や指導、公正取引委員会に対する措置請求を行います。
(注) 消費税転嫁対策特別措置法による規制の対象とならない場合でも、独占禁止法違反行為や下請法違反行為については、公正取引委員会において、厳正に対処します。

消費税の転嫁拒否等の行為に対するスキーム



3 転嫁を阻害する表示の是正

消費税転嫁対策特別措置法では、あたかも消費者が消費税を負担していない又は軽減されているかのような誤認を消費者に与えないようにするとともに、納入業者に対する買いたたきや、競合する小売業者の消費税の転嫁を阻害することにつながらないようにするため、事業者が消費税分を値引きする等の宣伝や広告を行うことを禁止しています(平成25年10月1日から平成29年3月31日までの措置)。

▶禁止される表示

事業者は、平成26年４月１日以後における自己の供給する商品等の取引について、以下❶～❸の表示をしてはいけません。

❶ 取引の相手方に消費税を転嫁していない旨の表示

消費税は最終的に消費者が負担するものですので、以下のようなあたかも消費者が消費税を負担していないかのように誤認させてしまうおそれのある表示は禁止されます。



- ▶「消費税は転嫁しません。」
- ▶「消費税は一部の商品にしか転嫁していません。」
- ▶「消費税を転嫁していないので、価格が安くなっています。」
- ▶「消費税はいただきません。」
- ▶「消費税は当店が負担しています。」
- ▶「消費税はおまけします。」
- ▶「消費税はサービス。」
- ▶「消費税還元」、「消費税還元セール」
- ▶「当店は消費税増税分を据え置いています。」

❷ 取引の相手方が負担すべき消費税を対価の額から減ずる旨の表示であって消費税との関連を明示しているもの



以下のような消費税分を値引きする旨の表示は、消費者が実質的に消費税を負担していないかのように誤認させてしまうおそれがあることから禁止されます。

- ▶「消費税率上昇分値引きします。」
- ▶「消費税８％分還元セール」
- ▶「増税分は勉強させていただきます。」
- ▶「消費税率の引上げ分をレジにて値引きします。」

❸ 消費税に関連して取引の相手方に経済上の利益を提供する旨の表示であって❷に掲げる表示に準ずるもの



以下のような消費税分の物品、金銭、映画のチケット、ポイントサービスにおけるポイントなどの「経済上の利益」を消費税に関連して提供する旨の表示は、消費者が実質的に消費税を負担していないかのように誤認させてしまうおそれがあることから禁止されます。

- ▶「消費税相当分、次回の購入に利用できるポイントを付与します。」
- ▶「消費税相当分の商品券を提供します。」
- ▶「消費税相当分のお好きな商品１つを提供します。」
- ▶「消費税率の引上げ分を後でキャッシュバックします。」

禁止されない表示

次の1～3のような表示は、宣伝や広告の表示全体からみて消費税を意味することが客観的に明らかな場合でなければ、いずれも、消費税分を値引きする等の表示には該当しませんので、本法律で禁止されることにはなりません。

1 消費税との関連がはっきりしない



2 たまたま消費税率の引上げ幅と一致するだけ



3 たまたま消費税率と一致するだけ



消費税の転嫁を阻害する表示に対しては、政府一丸となって監視・取締りを行っていきます。

- ●消費者庁長官、公正取引委員会、事業を所管する大臣等、中小企業庁長官は、事業者に対して、報告を求めたり、立入検査を行います。
- ●消費者庁長官、公正取引委員会、事業を所管する大臣等、中小企業庁長官は、事業者に対して、違反行為を防止又は是正するために、必要な指導を行います。
- ●公正取引委員会、事業を所管する大臣等、中小企業庁長官は、違反行為があると認めるときは、消費者庁長官に対して、適当な措置をとるよう求める措置請求を行います。
  なお、違反行為が繰り返し行われている場合などには必ず措置請求を行います。
- ●消費者庁長官は、違反行為があると認めるときは、速やかにその行為を取りやめることその他必要な措置をとるよう勧告し、その旨を公表します。

(注) 建設業、宅地建物取引業、不動産鑑定業、浄化槽工事業、解体工事業の一部については、都道府県知事も検査や指導、消費者庁に対する措置請求を行います。

3に対する問い合わせ先　消費者庁表示対策課　03-3507-8800(代表)

4 総額表示義務の特例

消費税転嫁対策特別措置法では、二度にわたる消費税率の引上げに際し、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保及び事業者による値札の貼替え等の事務負担に配慮する観点から、総額表示義務の特例として、平成25年10月1日から平成29年3月31日までの間、現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置を講じていれば税込価格を表示することを要しないこととされています。

※消費者の利便性に配慮する観点から、平成29年3月31日までの間であっても本特例により税込価格を表示しない事業者は、できるだけ速やかに、税込価格を表示するよう努めなければならないと規定されています。

特例を適用した場合の事務負担の軽減

▶特例がない場合（総額表示義務あり）の例

▶~26.3.31 △△スーパー 1,050円（税込） → ▶26.4.1~ △△スーパー 1,080円（税込）

値札の貼替えが **必要**

▶特例を適用する場合の例

▶~26.3.31 △△スーパー 1,000円+税 → ▶26.4.1~ △△スーパー 1,000円+税

値札の貼替えは **必要なし**

具体的な表示例 ❶ 税抜価格のみを表示する場合

1 個々の値札等において税抜価格であることを明示する例

△△スーパー ●●●円（税抜き）	△△スーパー ●●●円（税抜価格）	△△スーパー ●●●円（本体）
△△スーパー ●●●円（本体価格）	△△スーパー ●●●円+税	△△スーパー ●●●円+消費税

※上記のような表示は、例えば、値札、チラシ、看板、ポスター、商品カタログ、インターネットのウェブページ等において行うことが考えられます。

2 店内における掲示等により一括して税抜価格であることを明示する例

個々の値札等においては、「○○○円」と税抜価格のみを表示し、別途、消費者が商品等を選択する際に目につきやすい場所に、明瞭に【右図】のような表示を行うことが考えられます。



具体的な表示例 ❷ 旧税率に基づく税込価格等で価格表示されている場合

1 新税率の適用後においても一時的に旧税率に基づく税込価格の表示が残る場合の表示例

個々の値札等においては、「○○○円」と旧税率に基づく税込価格を表示し、別途、消費者が商品等を選択する際に目に付き易い場所に、明瞭に【右図】のような表示を行うことが考えられます。



2 新税率の適用前から新税率に基づく税込価格の表示を行う場合の表示例

個々の値札等においては、「○○○円」と新税率に基づく税込価格を表示し、別途、消費者が商品等を選択する際に目に付き易い場所に、明瞭に【右図】のような表示を行うことが考えられます。



4に対する問い合わせ先　財務省主税局税制第二課　03-3581-4111（代表）

5 総額表示に係る景品表示法の適用除外

消費税転嫁対策特別措置法では、税込価格と税抜価格が併記される場合において、税込価格が明瞭に表示されている場合には、価格について一般消費者に誤認を与えることにならないため、景品表示法第4条第1項（不当表示）の規定の適用が除外される旨を確認的に規定しています。

▶税込価格が明瞭に表示されているか否かの考え方と具体例

税込価格が明瞭に表示されているか否かについては、表示媒体における表示全体からみて、税込価格が一般消費者にとって見やすく、かつ、税抜価格が税込価格であると一般消費者に誤認されることがないよう表示されているか否かにより判断されます。

この判断に当たっては、基本的に、①税込価格表示の文字の大きさ、②文字間余白、行間余白、③背景の色との対照性の各要素が総合的に勘案されることになります。

明瞭に表示されているといえる例	明瞭に表示されているとはいえない例
① 9,800円（税込10,584円）	① 9,800円
② 9,800円（税込10,584円）	② 9,800円 税込10,584円
③ 9,800円（税込10,584円）	③ 9,800円（税込10,584円）

5に対する問い合わせ先　消費者庁表示対策課　03-3507-8800（代表）

6 転嫁カルテル・表示カルテルの独占禁止法適用除外

今般の消費税率の引上げに伴い、消費税を円滑かつ適正に転嫁できる環境を整備するため、消費税転嫁対策特別措置法では、事業者又は事業者団体は、公正取引委員会に事前に届け出ることにより、消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為（転嫁カルテル・表示カルテル）を独占禁止法に違反することなく行うことができることとされています。

POINT ❶ 転嫁カルテル　消費税の転嫁の方法の決定

転嫁カルテルとは、「消費税の転嫁の方法の決定」についての共同行為です。転嫁カルテルを行うことができるのは、主に中小事業者やその団体です。
転嫁カルテルとして行うことができる行為は、例えば、以下のとおりです。

〈具体例〉
- ▶各事業者がそれぞれ自主的に定めている本体価格に消費税額分を上乗せする旨の決定
- ▶消費税率引上げ分を上乗せした結果、計算上生じる端数について、対象となる商品の値付け単位、取引慣行、上乗せ前の価格からの上昇の度合等を考慮して、切上げ、切捨て、四捨五入等により合理的な範囲で処理する旨の決定
  - 例1 本体価格98円×8%＝消費税額7.84円 → 8円
  - 例2 本体価格93円×8%＝消費税額7.44円 → 7円

【以下のような行為は認められません】
〈具体例〉
- ▶**消費税率引上げ後の税抜価格（本体価格）又は税込価格を統一する旨の決定**
- ▶消費税率引上げ分と異なる額（率）を転嫁する旨の決定
- ▶合理的な範囲を超える不当な端数処理を行う旨の決定　など

中小事業者とは？



注 このほか、政令による特例があります。

POINT ❷ 表示カルテル　消費税についての表示の方法の決定

表示カルテルとは、「消費税についての表示の方法の決定」についての共同行為です。表示カルテルは、全ての事業者又は事業者団体が行うことができます。
表示カルテルとして行うことができる行為は、例えば、以下のとおりです。

〈具体例〉
- ▶消費税率引上げ後の価格について統一的な表示方法を用いる旨の決定
  - ア 税込価格を表示する場合
    - 例1 「税込価格」と「消費税額」とを並べて表示
    - 例2 「税込価格」と「税抜価格」とを並べて表示
  - イ 税込価格を表示しない場合
    （4 総額表示義務の特例（9頁～10頁）を利用する場合）
    - 例1 個々の値札に、税抜価格を表示した上、「＋税」と表示する旨の決定
    - 例2 個々の値札は税抜価格を表示した上、商品棚等の消費者に見やすい場所に、「消費税は別途いただきます」などと表示する旨の決定



【形式上、表示の方法を決定するものであっても、共同行為の内容に転嫁カルテルの内容が含まれている場合には、「転嫁カルテル」の届出が必要です】 ☞ POINT ❶
〈具体例〉
- ▶消費税率引上げ分を消費税率引上げ前の対価に上乗せした結果、計算上生じる端数を切上げにより処理して、税込価格を表示する旨の決定

消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為を行う際には、次の点に御注意ください

注1 転嫁の方法の決定に係る共同行為と表示の方法の決定に係る共同行為とでは、要件が異なります

- ▶転嫁の方法の決定に係る共同行為には参加事業者の3分の2以上が中小事業者であることが必要です。
  - 注 表示の方法の決定に係る共同行為は、全ての事業者又は事業者団体に認められています。

注2 以下の期間の共同行為が認められます

- ▶平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間の商品又は役務の供給を対象とした共同行為が独占禁止法の適用除外の対象となります。
  - 注 届出は平成25年10月1日から可能です。

注3 共同行為を行う場合、公正取引委員会への事前の届出が必要です

- ▶共同行為を行うには、公正取引委員会に対して、共同行為の内容等について、事前に届け出る必要があります。
- ▶届出書の様式など、具体的な届出の方法については、公正取引委員会ホームページ（http://www.jftc.go.jp/）を御覧ください。

注意点

共同行為はあくまでも任意のものです。これを行うかどうか、これに参加するかどうかは、個別の事業者又は事業者団体の自主的な判断に委ねられており、この法律によって、共同行為の実施や参加を強制するものではありません。

6に対する問い合わせ先 公正取引委員会 取引企画課
03-3581-5471（代表）

7 便乗値上げ

便乗値上げは、いけません。

～消費者の生活に好ましくない影響を与えることが懸念されます。～

便乗値上げとは

今回の消費税率の引上げに当たっては、個々の商品やサービスの価格が、新たな税負担に見合った幅で上昇することが見込まれています。したがって、事業者が、他に合理的な理由がないにもかかわらず、税率の上昇に見合った幅以上の値上げをする場合、それは便乗値上げである可能性があります。

ただし、一般に、個々の商品などの価格は、自由競争の下で市場条件を反映して決定されるものであるため、実際にどのような場合に便乗値上げに該当するのかを判断するに当たっては、それが税負担の変化による上昇幅を超えているかという点のほか、商品などの特性、需給の動向やコストの変動など、種々の要因を総合的に勘案する必要があります。

ちなみに、課税される商品やサービスについて、本体価格が全く変わらなければ、消費税率の引上げなどが行われた後の価格は、総額表示（税込価格）の場合、税抜価格の場合で、それぞれ次のようになると考えられます。



1万円の商品・サービスの値上げについて

（※）本体価格は、消費税率の引上げ後も従前と変わらないものとします。

1 総額表示（税込価格）で1万円と表示されている場合



2 税抜価格で1万円と表示されている場合

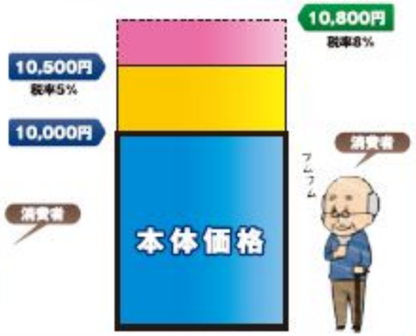

便乗値上げのように見えて、便乗値上げに当たらないもの1
～事業全体で適正な転嫁をしている場合～

ある特定の商品やサービスにつき、他に特段の理由がないにもかかわらず、本体価格の3％を超える値上げが行われた場合、その商品やサービスだけを見ると、便乗値上げであるように思われますが、その事業者が、事業全体として税率変更に見合った適正な転嫁をしていれば、便乗値上げには当たりません。

［端数処理］

各種の運賃など、取引慣行や利用者の便宜などを考慮して10円単位で税込価格が設定されているものの場合、あるものについては据置きとする反面、あるものについては3％を超える値上げとすることもあります。

事業全体として適正な転嫁を行っている場合の例

（区間A、Bともに総額表示）

区間A（85万人利用）	150円 ➡	150円	据置き（引上げ率＝0.00%）
区間B（75万人利用）	180円 ➡	190円	10円引上げ（引上げ率＝5.56%）
事業全体の売上げ	262.5（百万円） ➡	270.0（百万円）	増加率＝2.85%

※上記の事例は、実際の運賃などとは関係ありません。

理論的には、総額表示（内税）の商品について本体価格が一定である場合、税率が5％から8％に引き上げられることによって、

(108-105)/105＝2.85%

の値上げが予想されます。

したがって、左の事業者の例では、事業全体としての売上げ増が理論値と一致していることから、区間Bについて5.56%の引上げがあることをもって便乗値上げであるとは言えません。

便乗値上げのように見えて、便乗値上げに当たらないもの2
～免税事業者が仕入価格に含まれる税額を転嫁する場合～

免税事業者が消費税率の引上げに際して値上げをする場合、一見便乗値上げではないかと思われますが、免税事業者であっても、その仕入価格には消費税が含まれていることから、これに相当する額を価格に転嫁することは便乗値上げに当たりません。

免税事業者が仕入価格に含まれる税額を転嫁する場合について

1 課税事業者

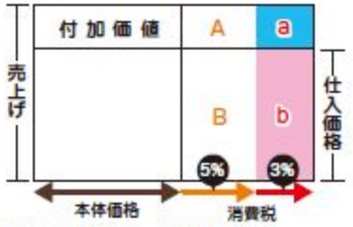

消費税率の引上げに伴い、課税事業者では、a＋bの値上げが行われることになります。

納税義務者として、Aに加え新たにaの納税を行う。bについては仕入価格の上昇として負担。

2 免税事業者



消費税率の引上げに伴い、免税事業者では、仕入価格が高くなった分（＝b）の値上げが行われることになります。

aの納税を行う必要がないので、a＋bの値上げは予定されていない。

7に対する問い合わせ先　消費者庁消費生活情報課　03-3507-8800（代表）

8 消費税価格転嫁等総合相談センター



消費税価格転嫁等総合相談センターは内閣府が設置している政府共通の相談窓口です。

センターでは次のような相談を受け付けます。

- 転嫁に関する問い合わせ
- 広告・宣伝に関する問い合わせ
- 消費税の総額表示に関する問い合わせ
- 便乗値上げに関する問い合わせ

● センターでは、このような相談に関して、法令等の考え方を回答するほか転嫁拒否など消費税転嫁対策特別措置法に違反する疑いのある行為については、相談者の御意向により、センターから担当省庁へ通知します。

御相談は専用ダイヤル又はHP上の専用フォームを御利用下さい。

専用ダイヤル：0570-200-123

【受付時間】平日　9：00～17：00（平成26年3月・4月は土曜日も受付）

※通話料金はお住まいの地域に応じて以下の料金がかかります。なお、実際にかかる金額は音声ガイダンスで御案内しております。

●固定電話からは　8.5円～80円 / 3分間　●携帯電話からは　90円 / 3分間　●公衆電話からは　30円～220円 / 3分間

URL　（24時間受付）

http://www.tenkasoudan.go.jp

お問い合わせ先［一 覧］

転嫁拒否等の行為の是正、転嫁カルテル・表示カルテルに関する問い合わせ先

公正取引委員会取引企画課　03-3581-5471（代表）

転嫁を阻害する表示の是正に関する問い合わせ先

消費者庁表示対策課　03-3507-8800（代表）

消費税の総額表示義務の特例に関する問い合わせ先

財務省主税局税制第二課　03-3581-4111（代表）

便乗値上げに関する問い合わせ先

消費者庁消費生活情報課　03-3507-8800（代表）

（2013年10月）

別紙１

総額表示義務に関する消費税法の特例に係る不当景品類及び不当表示防止法の適用除外についての考え方

平成25年９月10日
消　費　者　庁

第１　はじめに

１　法律の概要等

消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（以下「本法」という。）は、平成26年４月１日及び平成27年10月１日における消費税率（地方消費税率を含む。以下同じ。）の引上げに際し、消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から、消費税の転嫁を阻害する行為の是正、価格の表示並びに消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別の措置について定めている。

本法第10条は、消費税法第63条が定める総額表示義務の特例を規定しているところ、本法第10条第３項は、自己の供給する商品又は役務の税込価格を表示する場合において、消費税の円滑かつ適正な転嫁のため必要があるときは、税込価格に併せて、消費税を含まない価格（以下「税抜価格」という。）又は消費税の額を併記する旨を定めている。

また、本法第11条（以下「本条」という。）は、本法第10条第３項が定める場合において、税込価格が明瞭に表示されているときは、税抜価格の表示につき、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第４条第１項の規定を適用しない旨を定めている。

（総額表示義務に関する消費税法の特例）
第10条　事業者（消費税法（昭和63年法律第108号）第63条に規定する事業者をいう。以下この条において同じ。）は、自己の供給する商品又は役務の価格を表示する場合において、今次の消費税率引上げに際し、消費税の円滑かつ適正な転嫁のため必要があるときは、現に表示する価格が税込価格（消費税を含めた価格をいう。以下この章において同じ。）であると誤認されないための措置を講じているときに限り、同法第63条の規定にかかわらず、税込価格を表示することを要しない。
２　前項の規定により税込価格を表示しない事業者は、できるだけ速やかに、税込価格を表示するよう努めなければならない。
３　事業者は、自己の供給する商品又は役務の税込価格を表示する場合において、消費税の円滑かつ適正な転嫁のため必要があるときは、税込価

格に併せて、消費税を含まない価格又は消費税の額を表示するものとする。

（不当景品類及び不当表示防止法の適用除外）
第 11 条　前条第３項の場合において、税込価格が明瞭に表示されているときは、当該消費税を含まない価格の表示については、不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号）第４条第１項の規定は、適用しない。

２　本条の趣旨

本法第 10 条第３項の規定に従って税込価格と税抜価格を併記する場合、その表示方法によっては、当該表示価格が税込価格でないにもかかわらず税込価格であると一般消費者に誤認を与え、景品表示法第４条第１項により禁止される表示（価格についての表示であることから、具体的には、同項第２号（有利誤認））に該当する可能性がある（注１）。

一方、税込価格と税抜価格が併記される場合において、税込価格が明瞭に表示されている場合には、価格について一般消費者に誤認を与えることとはならないため、景品表示法第４条第１項の適用が除外される旨を確認的に規定したものである。

（注１）景品表示法
（不当な表示の禁止）
第４条第１項　事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。
一　（略）
二　商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
三　（略）

第２　税込価格が明瞭に表示されているか否かの考え方

前記第１の２のとおり、税込価格と税抜価格を併記する場合において、景品表示法で禁止される表示に該当するのは、表示されている税抜価格を税込価格であると一般消費者が誤認する場合である。したがって、税込価格に併せて税抜価格を表示する場合に、表示媒体における表示全体からみ

て、税込価格が一般消費者にとって見やすく、かつ、税抜価格が税込価格であると一般消費者に誤解されることがないように表示されていれば、税込価格が明瞭に表示されているといえる。

また、この判断に当たっては、基本的に以下の要素が総合的に勘案される（注２）。

１　税込価格表示の文字の大きさ

税込価格表示の文字の大きさが著しく小さいため、一般消費者が税込価格表示を見落としてしまう可能性があるか否か。

２　文字間余白、行間余白

余白の大きさ、一定幅当たりの文字数等から、税込価格が一般消費者にとって見づらくないか否か。

３　背景の色との対照性

例えば、明るい水色、オレンジ色、黄色の背景に、白色の文字で税込価格を表示するといったように分かりにくい色の組合せになっていないか否か。

背景の色と税込価格の表示の文字の色とは、対照的な色の組合せとすることが望ましい。また、背景の色と税込価格の表示の文字の色との対照性が必ずしも十分ではない場合には、税込価格の表示に下線を引くことなどによって、税込価格が一般消費者にとって見やすく、かつ、税抜価格が税込価格であると一般消費者に誤解されることがないように表示する必要がある。

（注２）このほか、例えば、一般消費者が手に取って見るような表示物なのか、鉄道の駅構内のポスター、限られた時間のテレビコマーシャル等、一般消費者が離れた場所から目にしたり、短時間しか目にすることができないような表示物なのかなど、表示媒体ごとの特徴も、税込価格が明瞭に表示されているか否かの判断に当たって勘案される場合がある。

また、例えば、主に走行中の車の中にいる者を対象とした看板等の場合、表示価格が税込価格でないことを歩行者が明瞭に認識できるだけでは不十分であり、走行中の車の中からでも明瞭に認識できるような表示とする必要がある。

なお、消費税総額表示制度の導入後に、ガソリンスタンドにおいてガソリンの販売価格をサインポール又は看板に表示するに当たり、税抜価格を記載したことが景品表示法に違反するおそれがあるとして警告が行われた事例がある（平成 17 年 12 月 27 日公正取引委員会

警告）。

第３　具体例

１　明瞭に表示されているといえる例

９，８００円（税込１０，５８４円）

９，８００円（税込１０，５８４円）

９，８００円（税込１０，５８４円）

９，８００円（税込１０，５８４円）

２　明瞭に表示されているとはいえない例

（1）税込価格表示の文字の大きさに問題がある例



（2）文字間余白、行間余白に問題がある例（一定幅当たりの文字数に問題がある場合）



（3）背景の色との対照性に問題がある例

９，８００円（税込１０，５８４円）

以上